

○ 行政文書の存否応答拒否

【法 8 条関係】

○	〔参考答申〕 答申 1 3（行情） 9 「明治 3 9 年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 犯罪歴であっても、実際の公表状況等を踏まえ、詳細に判断し法 5 条 1 号ただし書イに該当するとしたものの	整理番号 1 2 の答申参照
176	答申 1 4（行情） 8 4 「司法試験出願者データ等の不開示決定に関する件」 ・ 情報公開法が本人開示を認めないものであることを明らかにした例	2 本人開示と個人識別情報該当性について（略） 法 5 条 1 号は、特定の個人を識別することのできる情報を原則不開示とする方式（いわゆる個人識別型）を採用し、本来保護する必要のない情報については、そのただし書において、不開示情報から除かれるべきものとしてこれを限定列挙しているところであるが、その条文構造からすると、個人識別情報については、同号ただし書の除外条項に該当しない限り、不開示情報として取り扱われることとなり、本人に関する情報が否かによる区別はされていない。 そして、情報公開制度において本人開示を認めないという意味は、本人からの開示請求であっても第三者からの請求と同様に等しく取り扱うこととするものにすぎないところ、その趣旨を明文化するに当たっては、本人に関する情報を不開示情報としての個人識別情報から除く旨の規定が置かれていない限り、その文理解釈として当該情報は不開示情報に該当することとなるのであるから、本人からの請求の場合に特別の取扱いを要する旨の別途の規定ないし法律上の義務も存しない以上、立法技術の問題として、あえて本人開示を認めない旨の明文の規定を置く必要はないものと認められる。 したがって、現行の情報公開法は、不開示情報としての個人情報（いわゆる個人識別型）により規定し、特に本人に関する情報をこれから除外する旨の規定や本人から請求のあった場合における特別の取扱いについての規定を何ら設けていないことから、その法文上も、本人開示を認めない趣旨であることは明らかであると認められる。
○	〔参考答申〕 答申 1 4（行情） 4 5 9 「特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件」	整理番号 5 6 の答申参照

	・ 情報公開法と税務職員の守秘義務の関係について整理	
177	答申 1 5（行情） 9 8 「特定バイクの盗難の有無に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 4 号に該当する不開示情報について、存否応答拒否を認めた例	2 不開示情報該当性について 法 5 条 4 号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報については不開示情報として規定している。 特定の原動機付自転車について、窃盗の事実を警察が認知しているか否かは、警察の捜査活動の対象に関する情報であり、これが明らかになることによって、警察の捜査活動の実態が露呈されることとなる。 したがって、特定の原動機付自転車について、窃盗の事実を警察が認知し、捜査しているか否かは、これを公にすることにより、例えば、仮に当該原動機付自転車を窃取した者がいたとすると、その者において当該犯罪行為を隠蔽するため、証拠隠滅を図ったりする等の行為が行われることにより、当該原動機付自転車の窃盗等の犯罪に対する捜査に関して、犯人及び証拠の発見、収集及び保全に支障を及ぼすおそれが生じるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると言えることから、法 5 条 4 号の不開示情報に該当すると認められる。 3 本件対象文書の存否応答拒否について （略） 本件対象文書については、その存否を明らかにするだけで、上記 2 のとおり、法 5 条 4 号に規定する不開示情報を開示することとなるため、本件の存否応答拒否処分は、妥当であると認められる。
178	答申 1 5（行情） 2 3 7 「日本の核政策に関する基礎的研究の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 3 号及び 6 号による存否応答拒否の主張を認めなかったもの	3 本件対象文書の存否応答拒否について （1）法 5 条 3 号該当性について 諮問庁は、内閣情報調査室が行う調査研究について、上記 2 のとおり、具体的な調査内容が公表されていないことを前提に、どのような事項を調査したかに関する個別の文書の存否を答えることにより、情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるとして、その課題や内容をおよそすべて明らかにできないと説明している。しかし、法 5 条 3 号は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすると定めており、内閣情報調査室の行う調査研究の課題や内容すべてについて、これに関する個別の文書の存否を答えることが当然に国の安全等を害することになるというような包括的な説明をもって相当の理由があるとは言えない。 また、諮問庁は、処分庁が我が国の安全にかかわる重要課題である核政策という安全保障にかかわる分野の情報を保有しているかどうか、調査を実施したかどうか、又は現に実施しているかどうか

		という事実の有無を明らかにした場合、各種の重要課題に関する取り組みの有無、戦略情報の把握程度等を知られることになるとして、調査研究の実施の有無について回答すべきでない」と説明する。 しかし、本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、そのこと自体から核政策についての研究の内容や方向性が明らかになるものではなく、また、相当長期間経過していることにかんがみれば、核政策というテーマの重要性を考慮に入れたとしても、その存否を答えることが現時点において我が国の情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等を明らかにすることとなるとは考えがたく、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するとは言えない。 したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条3号の不開示情報を開示することとはならない。 (2) 法5条6号該当性 諮問庁は、内閣情報調査室においてどのような事項を調査したかに関する個別の文書の存否を明らかにすることにより、内閣情報調査室が行う各種調査について、これに携わる関係者に悪影響を及ぼすおそれ、又は調査に対する対抗・妨害措置を講じられるなど今後の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。 しかしながら、本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、相当長期間経過していることにかんがみれば、現時点において関係者に対し圧力がかけられるなど悪影響を及ぼすおそれ、又は調査に対する何らかの対抗・妨害措置が具体的に講じられるなどのおそれがあるとも認めがたいことから、本件対象文書については、その存否が明らかになったとしても、今後の同種の調査研究業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。 したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条6号の不開示情報を開示することとはならない。
○	[参考答申] 答申15（行情）314 「特定会社に対し横浜税関が実施した事後調査の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 税関による事後調査の事実の有無を明らかにした場合の法5条2号イ該当性を認めたもの	整理番号62の答申参照
○	[参考答申] 答申16（行情）118	整理番号158の答申参照

	「特定日付けの独占禁止法違反の不当廉売に係る通知書の調査資料等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 不当廉売に係る調査資料等について存否応答拒否を妥当としたもの	
179	答申１７（行情）３９２，３９４ 「特定市契約室が提出した「公正取引委員会への通知書」及び「事情聴取調書」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件外１件」 ・ 存否情報を通知者が議会で明らかにしているとの審査請求人の主張を考慮しても，６号イの不開示情報を開示することとなとして，存否応答拒否を妥当としたもの	（３９２号） ２ 本件存否情報の不開示情報該当性について（略） なお，意見書に添付された資料の内容にかんがみると，審査請求人は，特定市が公正取引委員会に申告を行ったことについては，特定市自らが当該議会の答弁等において明らかにしているので，本件対象文書の存否を答えることは，不開示情報を開示することにならない旨主張しているものと解される。しかしながら，このような経緯が認められるとしても，一般的に，情報を提供しようとする者が，公正取引委員会自らが申告情報を開示するという認識を持つことになれば，公正取引委員会に対する申告をちゅうちょすることになることは明らかであるところ（本件では，公正取引委員会への申告をするかどうかは申告者の全くの任意に委ねられているが，行政文書の存否が明らかにされたとしても，同様の文書の作成者がその提出ないしは当該文書に係る行為を取りやめるという事態を招くことにはならない場合においては，別途の考慮を要する。），諮問庁の説明によれば，これまで事件の申告情報については，公正取引委員会においてその存否を含め一切公にしたことはなく，さらに，公正取引委員会は，上記答弁等が行われる以前から，地方公共団体等の発注機関に対して，公共入札における談合情報提供に当たっての留意事項として，個別の事案に関して，公正取引委員会に情報提供を行った事実については，内密にするよう指導しているとのことであり，このような本件の事情の下では，上記の主張を考慮しても，本件対象文書の存否を答えるだけで法５条６号イの不開示情報を開示することとなとの上記結論が左右されるものではない。
180	答申１８（行情）１９０ 「特定事件の訴状及び答弁書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 特定個人が国家賠償訴訟を提起した旨の存否事実について法５条ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当するとして，存否応答拒否を認めなかったもの	２ 本件存否事実の不開示情報該当性について （１）本件存否事実は，個人に関する情報であって，当然に当該個人を識別することができるものと認められる。また，当該情報は，一私人に係る国家賠償訴訟提起の有無に関するものであり，法５条ただし書ロないしハに該当する事情も認められない。 （２）次に，法５条１号ただし書イ該当性について検討する。 特定個人による国家賠償訴訟の提起という事実については，国において，一般に原告の名前を含めてこれを公表する法令上の根拠又は慣行があるとは認められない。 しかしながら，当該国家賠償訴訟の原因となった主たる事実関係が，過去における周知の事実に関するものであり，これらの事実を踏まえた社会的な受け止め方の見直し等を求める目的で当該特定個人が当該国家賠償訴訟を提起した事実を社会的に公表している

		などの事情があり、当該開示請求を取り扱う行政庁においても、それらの事情を容易に認め得る場合には、慣行として公にされている場合に該当しなくとも、法5条1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当し得るものと言うべきである。 すなわち、本件国家賠償訴訟の提起は、過去の特定の事件に関するものであるところ、当該事件は、発生当時、社会的のみならず政治的にも大きな議論のきっかけとなった周知の事件であること、当該事件は現在に至るまで、当該個人の姓を冠した事件名で呼ばれることもあること、今回の国家賠償訴訟を提起したことやその趣旨についても、新聞、雑誌等で広く報道されており、事実上広範に知られていること、当該個人の事件当時の職業や今般の訴訟代理人の対応に照らし、開示請求時においても、当該国家賠償訴訟の提起について、当該個人自身が広く公にすることを承認していることが明らかな事案であることが認められる。 したがって、かかる事情のすべてが、行政庁の特段の調査を要するまでもなく、開示請求人側の主張等により容易に認め得る本件においては、当該個人が提起したとされる国家賠償訴訟における個々の訴訟行為や書面の具体的内容についてまで公にされているとは言えないとしても、少なくとも、当該個人が国家賠償訴訟を提起した旨の本件存否事実は、法5条1号ただし書イに規定する「公にすることが予定されている情報」に該当するものと認めるのが相当であるから、本件存否事実は、同号の不開示情報には該当しないというべきである。
181	答申18（独情）23 「特定学部教授会議事録のうち特定時期の特定学部教官によるセクシャルハラスメント事件に関して記述されているもの等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 - セクシャルハラスメント事件に係る「教授会議事録」の開示請求について、当該事件の有無にかかわらず、およそ教授会議事録そのものが作成されていない場合には、存否応答拒否ができないとしたもの - 上記事件に係る「教授会案内」の開示請求について、文書の存否を明らかにすると、教官に係る法5条1号本文後段の不開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否を認めたもの	1 本件対象文書1の特定及び存否について 本件対象文書1（注：「特定期間の特定学部教授会議事録のうち、特定期間に発生した特定学部特定部署教官による女子学生に対するわいせつ行為及びセクシュアルハラスメント事件に関する記述がなされている部分の文書」）について、異議申立人は、特定学部において教授会議事録が作成されていることを前提として、特定の期間の当該議事録のうち特定の記述がされている部分の開示を求めているものと考えられる。 （略） 原処分は、請求内容が特定期間に発生した特定学部教官による女子学生に対するわいせつ行為及びセクシャルハラスメント事件（以下「本件事件」という。）に係るものであり、本件対象文書1の存否を応答すること自体により、法5条1号に規定されている不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定により請求を拒否したものであるが、諮問庁の上記説明を踏まえれば、本件事件の有無にかかわらず、そもそも当時の特定学部においては教授会議事録そのものが作成されておらず、本件開示請求の前提となる文書がないということであるから、そのことを公にしても同条の「不開示情報を開示すること」にはならないと認められる。よって、本件対象文書1の開示請求については、教授会議事録自体を作成することとされておらず現に作成されていないと答えるべきことが明らかな事案であると考えられる。 したがって、本件対象文書1については、原処分を取り消した上で、同文書の存否の前提となる教授会議事録の存否を明らかにして改め

		て開示決定等をすべきである。 2 本件対象文書2について (1) 本件対象文書2の特定及び性格について (略) また、諮問庁から具体的な説明を聴取したところによれば、本件対象文書2（注：「特定期間の特定学部教授会案内（教授会の連絡通知と議事報告が書かれている）のうち、特定期間に発生した特定学部特定部署教官による女子学生に対するわいせつ行為及びセクシュアルハラスメント事件に関する記述がなされている部分の文書」）の存否の前提となる文書として、特定期間を含む当時において、教授会決定事項を添付した教授会開催通知が存在することが認められる。 以上のことから、本件対象文書2のうち、「特定期間に発生した特定学部特定部署教官による女子学生に対するわいせつ行為及びセクシュアルハラスメント事件に関する記述がなされている部分の文書」の開示請求に対し、その存否を答えると、本件事件が発生したという事実の有無、すなわち、特定教官の本件事件への関与の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。 (2) 本件対象文書2の存否応答拒否について (略) (ア) 法5条1号本文該当性 まず、本件存否情報を明らかにすることにより、本件事件の加害者である特定教官に関する法5条1号の不開示情報が開示されることになるか否かを検討すると、諮問庁の説明によれば、当時、特定学部の特定部署に所属する教官は、ごく少数であり、当審査会において職員録（当時は大蔵省印刷局発行）を確認したところ、当該特定部署の教官として極めてわずかの員数の氏名が掲載されていることが認められる。そうすると、本件存否情報を公にした場合、事情を知る関係者には事件に関与した教官を特定することが可能となり、当該教官に係る上記のような機微な情報が明らかとなって、当該教官の権利利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、本件存否情報は、特定教官の個人に関する情報であって、法5条1号本文後段の情報に該当すると認められる。 (イ) 法5条1号ただし書イ該当性 異議申立人は、異議申立人自身が事件の当事者であることを理由に、法5条1号ただし書イに該当する旨、そして、異議申立人が個人的に知り得た情報を根拠にして原処分は法8条の濫用である旨主張する。しかし、法は、請求の目的の如何を問わず、また、何人にも等しく法人文書の開示請求を認めるものであり、個人情報記録されている法人文書についても、法5条1号ただし書イからハまでの除外条項に該当するもの以外は、請求者が事件の当事者であるか否か、あるいは異議申立人が知り得た情報の有無やその内容にかかわらず、法7条に該当する場合を除き、何人に対しても開示することはできないとしているので、審査請求人
--	--	--

		の当該主張は採用できない。 また、処分庁においては、セクシャルハラスメント等の個々の事件について、学内あるいは報道機関に公表するとする措置は講じておらず、仮に、異議申立人が当事者であるとする本件事件が存在したとしても、これが公にされたとする事情も認められない。さらに、個々の教官のわいせつ行為やセクシャルハラスメント事件への関与の有無を公表するとする法令の規定もない。よって、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。 (ウ) 法5条1号ただし書ロ該当性 異議申立人は、本件事件の被害者（女子学生）でもあって、事件を隠蔽することにより継続的に不利益を被っており、原処分は加害者（特定教官）の利益に偏重したもので公平性を欠くとして、法5条1号ただし書ロに該当する旨主張するが、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であると認めるに足りる特段の事情はなく、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。 (エ) 法5条1号ただし書ハ該当性 異議申立人は、特定教官は公務員等に該当し、本件事件は職務中に起こしたものであるから、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとして、法5条1号ただし書ハに該当する旨主張するが、本件存否情報が、職務の遂行に係るものであると直ちに認めるに足りる事情はないことから、当該情報は法5条1号ただし書ハに該当しない。 したがって、本件存否情報は、法5条1号の不開示情報に該当し、本件対象文書2の存否を答えるだけで、同号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により開示請求を拒否し、不開示とした決定は妥当であると認められる。
182	答申19（独情）85 「特定教授にかかわる研究疑惑に関して作成又は取得された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 特定教授にかかわる研究疑惑に関する調査等の存否事実について、開示決定時点においては、法5条1号の不開示情報に該当するので本件決定は妥当であるが、現時点においては、同号の不開示情報には該当しないと言ふべきであり、改めて開示決定等をすることが相当としたもの	2 本件存否情報の不開示情報該当性について (1) 法5条1号該当性について (略) イ 次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討する。 諮問庁は、本件決定を行った時点及び審査会に諮問した時点においては、特定教授の研究疑惑の真偽については定かではなく、当該疑惑に関して調査等を行っている事実について公表していなかった旨説明する。 確かに、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは言えず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは言えない。 したがって、本件存否情報は、本件決定時点においては、法5条1号の不開示情報に該当すると言ふべきである。 ウ 他方、本件不正使用問題については、文部科学省のホームページにおいて平成18年12月22日付けで公表されており、当該公表資料において、機構が特定教授にかかわる公的研究費につい

		て詳細調査を行っている旨が明らかにされている。さらに、機構自らが、そのホームページ等において、平成19年3月29日付けで、本件不正使用問題に係る調査結果等について特定教授の実名入りで公表を行っている。 これらの公表事実を踏まえると、本件不正使用問題に関して、機構が特定教授にかかわる公的研究費について調査を行っていることは、既に公になっている情報と認められ、現時点においては、本件存否情報は、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することから、同号の不開示情報には該当しないと言うべきである。
183	答申20（行情）573 「特定日付けの「土地家屋調査士の懲戒処分について」に係る関係書類の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 土地家屋調査士の懲戒処分の通知に係る関係書類につき、本件通知の起案・決裁文書及び懲戒を求めたときの申請文書については、その存否を明らかにすべきであるが、上記文書を除く関係書類については、存否応答拒否を認めたもの	2 本件対象文書の存否応答拒否について (1) 諮問庁は、本件対象文書は「土地家屋調査士A」に対する懲戒処分の申立てに関する関係文書であることから、仮に、本件対象文書の存在を応答した場合、そのことにより土地家屋調査士Aに対する懲戒処分の申立ての有無（以下「本件存否情報1」という。）及び土地家屋調査士Aに対して所要の調査が行われた事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を開示することとなる旨説明する。 (2) 当該説明を踏まえて、まず、懲戒処分の申出文書及び本件通知の起案・決裁文書に係る存否応答拒否の適否を検討する。 本件諮問事件について諮問庁から当審査会に提出された理由説明書は、当審査会における通常の手続に従ってその写しが当審査会から審査請求人に対して送付されているところ、諮問庁は、当該理由説明書において、本件通知は審査請求人が行った土地家屋調査士Aに対する懲戒処分の申出について、懲戒処分に該当する事実が認められなかった旨、甲府地方法務局総務課長から審査請求人に通知した文書であるとして、土地家屋調査士Aに対する懲戒処分の申出があった事実及び本件通知を発出したという事実を認める記述を行っている。 したがって、本件存否情報1は、諮問庁の当該理由説明書によって、本件手続内で審査請求人に既に明らかにされているのであるから、当該情報は、法8条所定の不開示情報を開示することとなるときには該当しない。 そして、諮問庁が公文書である本件通知が発出されたことを明らかにしている以上、本件通知の起案・決裁文書の存在は当然に推認されるものであることから、当該文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をするべきである。また、本件対象文書の中の懲戒処分の申出文書についても、諮問庁の理由説明書によって、本件存否情報1が審査請求人に明らかにされている以上、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をするべきである。 (3) 次に、懲戒処分の申出文書及び本件通知の起案・決裁文書を除く本件通知に係る関係書類に係る存否応答拒否の適否について検討する。 諮問庁は、口頭説明において、懲戒処分の申出があった場合の対応について、土地家屋調査士法44条2項に規定する調査をする場合と、当該申出を単なる苦情として扱い同項の調査を行わない場合があり、本件のように懲戒処分を行わない旨の通知は、いずれの場合

		合であっても同じ文面により行っていると説明する。 土地家屋調査士法42条が、土地家屋調査士に対する懲戒事由を「この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき」と定めているのを受けて、同法44条1項が、「何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。」と定めているとおり、同法は土地家屋調査士の懲戒事由を限定している。法務局等へ一般人からされる土地家屋調査士に対する懲戒処分の申出の中には、その申出に係る懲戒の理由となるべき事実自体が同法所定の懲戒事由に該当しない場合があることが容易に推測できることに照らせば、このような懲戒処分の申出としては主張自体失当の申出については調査を行わないことも理由がないことではなく、上記のような諮問庁の説明は、不自然ではない。 当該説明を踏まえれば、諮問庁が理由説明書で明らかにしている本件存否情報1及び本件通知が発出されたという事実からは、土地家屋調査士Aに対して所要の調査が行われたか否かという事実(本件存否情報2)までが明らかになっているということとはできない。そして、当該事実を公にすると、当該土地家屋調査士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関与したのではないかと憶測を呼び、信用に悪影響を及ぼし、事業活動に支障を来すなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、懲戒処分の申出文書及び本件通知の起案・決裁文書を除く本件通知に係る関係書類の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、当該文書に係る開示請求を拒否すべきものと認められる。
184	答申21(行情)158 「特定個人に対する特定日付け勧告が発せられるまでに作成・取得した文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件」 ・ 特定人権侵犯事件につき、例外的にであれ、勧告及び当該勧告に至るまでに調査が行われたこと等が公表され、当該公表から1年以内に開示請求された本件対象文書については、当該人権侵犯事件処理結果の公表に係る情報は、原則として、法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情	2 本件対象文書の存否応答拒否について そこで、当審査会において、諮問庁から本件に係る公表資料の提示を受け、その内容を確認したところ、相手方である特定個人の氏名及び特定会社の名称を明らかにした上で、特定個人を相手方とする人権侵犯事件に係る措置として当該勧告を行ったこと、当該勧告に至るまでに調査が行われたこと等が公表されていることが認められる。 諮問庁は、人権擁護機関の行う人権侵犯事件の処理結果の公表は、広く社会に注意喚起することにより同種事案の再発を防止することを目的として例外的に行っているものであり、かつ、個人名の発表は処理直後の公表の一度に限定することで関係者のプライバシー保護を図っているのであって、そのような範囲を超えて、個人名を含む人権侵犯事件の処理結果をその後もあらゆる場面において一般的・継続的に公表する慣行は存しないから、本件のように人権侵犯事件の処理結果につき公表を行った事案であっても、本件存否情報は、法5条1号ただし書イには該当しない旨説明する。 しかしながら、上記のように例外的に公表を行っている場合であっても、公表に際しての判断は、法務省としての一貫性のある方針に基づくものであると考えられ、また、本件人権侵犯事件については、個

	報に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきとしたもの	別の公表により、既に相手方の氏名、事案の概要等の処理結果を公にしている事実があり、東京法務局がいったんこのように公表した以上、その後、年度末に人権侵犯事件の処理状況について公表する際に、個人名等を伏せた形で公表を行っているとしても、これによって上記のように人権侵犯事件の処理結果を公表した事実が否定されるものではないから、当該処理結果の公表に係る情報は、原則として、法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当すると言ふべきである。 なお、諮問庁は、上記のとおり、人権侵犯事件の処理結果につき公表した事案であっても、当該処理結果をその後もあらゆる場面において一般的・継続的に公表する慣行は存しない旨主張する。この点、一般に公表の時点から時間が経過するに従い、社会的影響が薄れ、人権侵犯事件の相手方の権利利益を守る必要性も増すことは認められるが、本件においては、処分庁による勧告の実施及び公表から本件開示請求までの期間が1年にも満たないことにかんがみると、本件に係る勧告に関しては、諮問庁の主張は相当とは言えない。 したがって、本件存否情報は、法5条1号の不開示情報に該当するとは認められないことから、本件対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。
185	答申21（行情）285 「愛知労働局に法令違反の申告書が提出された特定会社に係る労働者派遣事業関係指導監督記録の不開示決定に関する件」 ・ 特定会社に係る労働者派遣事業関係指導監督記録について、その存否を答えることは法令違反の有無を明らかにするものであり、当該会社に係る法5条2号イの不開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否を認めたもの	2 本件対象文書の存否応答拒否について（略） 本件開示請求は、特定の会社を名指しして、当該会社が行ったとされる労働関係法令違反に関する申告書に基づき、愛知労働局が指導監督したことに係る文書の開示を求めるものであり、本件存否情報を答えることは、当該会社が労働関係法令違反行為を行ったという事実の有無を明らかにするものと認められ、仮に、本件対象文書が存在するときは、当該会社に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化したり、新たな人材の確保が困難になることが予想されるなど、当該会社の事業活動に支障を及ぼし、当該会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものと認められる。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるから、当該情報の同条6号イ該当性については判断するまでもなく、諮問庁の上記説明のとおり、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。
186	答申22（行情）349 「特定事業所における偽装請負について特定会社に対し是正指導したことに係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 特定会社に対する是正指導は、厚生労働大臣会見等により公になっており、存否応答拒否すべき場合には	3 本件対象文書の存否応答拒否について（略） (1) 本件対象文書1の存否応答拒否について ア 本件対象文書1の存否を答えることは、A社が偽装請負を行ったこと、また、それについて〇〇年9月に労働基準監督機関からは是正指導を受けたという事実の有無を明らかにすることとなり、諮問庁は、当該情報は、法5条2号イ及び6号の不開示情報に該当すると説明している。 しかし、当審査会において、厚生労働省のホームページ上で公表している厚生労働大臣の特定日の記者会見について確認したところ、厚生労働大臣は、記者からの質問を受け、A社の偽装請

	当たらないとして、改めて開示決定等をすべきとしたもの	負とされる行為に対し、〇〇年9月も含めて、是正指導を行った旨発言していることが認められた。 そうすると、A社が偽装請負を行ったこと、また、それについて〇〇年9月に労働基準監督機関からは是正指導を受けたという事実が存することは、何人にとっても明らかであるから、原処分時点において、慣行として公にされている情報であったと言わなければならない。 イ 諮問庁は、開示請求書には「A社特定事業所における偽装請負」と明示されているところ、厚生労働大臣は、A社のどの事業所に対して是正指導があったかは、発言しておらず、特定事業所の名称は公にはなっていないと主張する。 確かに、特定事業所の名称が公にされた事実は確認できず、このような場合に、本件対象文書1の存否を答えることは、A社に対する是正指導の原因が、「特定事業所における偽装請負」であるか否かという事実を明らかにすることとなる。 しかし、①そもそも、是正指導の名あて人は、A社の一部門である特定事業所ではなく、事業主としてのA社そのものであること、②上記アのとおり、A社が是正指導を受けたという事実は既に公になっていると認められることを踏まえれば、上記の是正指導の原因である偽装請負は特定事業所でなされたか否かという情報を公にしても、A社という法人の信用をさらに低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由から、労働局と事業所との信頼関係が失われ、事業所が関係資料の提出等情報提供に協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、さらには法令違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ労働者派遣事業の指導監督業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。 ウ したがって、本件対象文書1の存否に係る情報は、法5条2イ及び6号のいずれの不開示情報にも該当しないと認められることから、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件対象文書1の開示請求を拒否したことは、妥当ではない。
23-16	答申23（行情）106ないし109 「特定職員に係る通勤届出の不開示決定に関する件」等 個人を特定して、当該個人に係る通勤手当及び住居手当に関する文書の開示を求めた開示請求について、存否情報は5条1号に該当するとして存否応答拒否を認めた例	2 本件対象文書の存否応答拒否について (1) 本件開示請求は、個人を特定して、当該個人に係る通勤手当及び住居手当に関する文書の開示を求めるものであり、これは当該個人が通勤手当及び住居手当の支給を受けていることを前提とするものである。また、給与法上、通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に支給され、その支給を受けるために通勤届を提出することが必要であり、また、住居手当は、家賃の支払等の一定の要件を具備する場合に支給されるものである。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定職員に係る通勤距離が片道2キロメートル以上であるか否か及び支給対象となる住宅への居住の有無並びに当該手当の受給の有無（以下、併せて「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。 なお、特定の個人の在職の有無は本来存否情報であるが、本件の

		場合には公表慣行が認められる。 (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当せず、さらに、公務員の職務の遂行に係る情報でもないことから、同号ただし書ハに規定する情報には該当せず、また、同号ただし書ロに該当する事情も存しないと認められる。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示とすべきものであったと認められる。
23-17	答申23（行情）318 「医療機関に対する立入監査に関連した資料の不開示決定に関する件」 病気腎移植及び臓器売買に関連する医療機関に対する監査は、行政上の措置が行われるまでの間は非公表とされるべきものであるとして、当該監査に関連した文書の開示請求に対する存否応答拒否を認めた例	1 本件開示請求について 本件開示請求は、病気腎移植及び臓器売買に関連して医療機関に対する監査が行われたことを前提に、当該監査に関連した文書の開示を求めるものである。 (略) 3 本件対象文書の存否応答拒否について (1) 処分庁の管内において本件開示請求の対象となり得る医療機関が存在するか否かについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 病気腎移植及び臓器売買に関連する腎臓移植は、生体腎移植を含むと考えられるところ、生体腎移植術を行おうとする保険医療機関は、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）に基づき、その所在地の地方社会保険事務局長に対し、特掲診療料の施設基準に係る届出書を提出し、生体腎移植術を実施する旨を届け出ることとされている。 なお、特掲診療料とは、基本診療料のような包括的な支払にならないもので、個々の診療について評価して診療料を算定できるようにしたものである。 また、当該届出をした保険医療機関は、届出をした手術名を当該医療機関内に掲示し、利用者等に明らかにしている。 イ 本件開示請求当時、処分庁の管内において、生体腎移植術を実施する旨の特掲診療料の施設基準に係る届出書が提出されていた保険医療機関は5つであり、本件開示請求の対象となり得る医療機関が5つ存在する。 (2) 上記2のとおり、監査は、保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として行うものとされており、監査の結果、不正又は著しい不当に該当すると認める場合には、行政上の措置が行われるが、不正又は著しい不当に該当すると認められない場合には行政上の措置は行われない。また、行政上の措置を行った場合でも、取消処分は公示によって公表されるが、戒告又は注意は特定の関連団体にその旨が連絡されるものの、一般には公表されない。 そうすると、監査は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な

		措置を採るといふその目的を達するために、行政上の措置が行われるまでの間は非公表とされるべきものであると考えられる。 (3) この点について、審査請求人は、諮問庁が不開示とすべきと主張している情報は、社会保険庁総務部総務課長通達（平成13年3月28日付け庁文発第626号）における開示不開示の一覧表では一部開示の対象となっている旨主張しているので、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記開示不開示の一覧表とは、上記通達と同日付けで出された厚生労働省保険局医療課課長補佐及び社会保険庁総務部総務課課長補佐名の地方社会保険事務局長宛て事務連絡「情報公開法の施行に伴う医療指導監査等業務の行政文書の取扱いについて」を指していると考えられるとのことであった。 そこで、当審査会において、諮問庁から上記事務連絡の提示を受けて確認したところ、上記事務連絡は、地方社会保険事務局長に対し、保険医療機関等の指導監査等に関する行政文書の開示請求に対する適切な対応を要請するもので、開示不開示の具体的な取扱いについて基本方針を示した文書及び一覧表が添付されており、同一覧表等によれば、行政上の措置を行った場合、取消処分だけでなく、戒告又は注意の場合にも開示可能とされる文書があるものの、いずれの場合も開示時期は行政措置後とされていることが認められる。 したがって、上記の審査請求人の主張を考慮しても、監査は、行政上の措置が行われるまでの間は非公表とされるべきものであると言える。 (4) 加えて、監査が開始されたものの、①行政上の措置が行われるか否かが確定していない場合及び②行政上の措置が行われないと確定した場合には、監査に関連した文書の存否を答えることは、監査が行われている事実ないし監査が行われた事実の有無を明らかにすることとなり、監査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 すなわち、①の場合には、監査対象となった医療機関あるいは監査機関が、関係者及び一般世論等からの何らかの働きかけ等を受け、当該医療機関が事実を隠蔽したり、当該監査機関が公正かつ適切な措置を回避しようとするなどのおそれがあると認められ、②の場合には、監査対象となり得る医療機関が、将来監査を受けた場合、行政上の措置が行われない場合でも監査に関する情報が公にされ、当該医療機関に対する信用が低下することなどを危惧し、監査に協力しなくなるおそれがあると認められ、いずれの場合にも監査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、生体腎移植術を実施する医療機関に対する監査の有無を明らかにするものであり、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否し、不開示とすべきであったと認められる。 しかしながら、処分庁は、本件対象文書の存在を認めた上で、その全部を不開示としており、改めて原処分を取り消して不開示とす
--	--	---

		る意味はないため、原処分は、結論において妥当であると認められる。
23-18	答申 2 4（行情） 1 9 「特定保険医療機関が不正請求を行ったとの公益通報の後に実施された調査に係る文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 特定医療機関に対する厚生局による調査・指導の有無について、当該存否情報は 5 条 2 号イに該当しないとして、存否応答拒否を否定した例	2 本件対象文書の存否応答拒否について （略） （2）法 5 条 2 号イ該当性について （略） 本件開示請求は、特定の保険医療機関を名指しして、当該特定保険医療機関が健康保険診療報酬に関して不正請求をなしたとの通報に基づく指導及び監査に係る文書の開示を求めるものである。 諮問庁は、理由説明書において、本件対象文書の存否を明らかにすることは、すなわち特定保険医療機関が診療報酬の不正請求を行ったことに対し、東海北陸厚生局が指導及び監査を行った事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものと認められ、当該事実の有無を公にした場合、特定保険医療機関に対する信用を低下させ、当該保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当する旨説明する。 ア 文書 5 は、特定保険医療機関が同様の不正請求をしていたか否かを東海北陸厚生局が調査、指導等をしたか否かが分かる文書であり、不正請求や調査、指導等をしたか否かが分かる文書の存否を明らかにしたとしても、東海北陸厚生局において特定保険医療機関の同様の不正請求について調査、指導等したという事実の有無までを示すことにはならない。 したがって、不正請求や調査、指導等をしたか否かが分かる文書の存否を明らかにすることのみでは、直ちに、当該保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、当該存否情報は、法 5 条 2 号イの不開示情報には該当しない。 イ 文書 6 及び文書 7 は、特定保険医療機関に対する行政指導の内容や東海北陸厚生局の再発防止措置の内容が分かる文書であり、その存否を答えることで明らかとなるのは、特定保険医療機関に対して東海北陸厚生局が調査及び指導等を行ったという事実の有無である。 補充理由説明書によると、調査、指導及び監査等のうち、調査は、指導及び監査の前の関係資料の収集等にすぎず、また、指導は、診療報酬の請求等に関する情報があり、必要と認められたものなどを対象に行われるものとのことであるが、その事実の有無を答えるだけでは、その内容まで明らかとなるものではなく、また、厚生労働省の公表資料によれば、平成 2 2 年度に個別指導は全国で 4, 0 6 1 件行われており、まれであるとも言えない。 したがって、東海北陸厚生局の調査及び指導等が行われたという事実の有無を明らかにすることのみでは、直ちに、当該保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、当該事実は、法 5 条 2 号イの不開示情報には該当しない。 （3）したがって、本件対象文書のうち、文書 1 ないし文書 4 については、その存否を答えることは、法 5 条 1 号に掲げる不開示情報を開

		示することとなるため、同条2号イについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められるが、文書5ないし文書7については、その存否を答えることは、同条1号及び2号イに掲げる不開示情報を開示することとなるものとは認められず、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。
23-19	答申23（独情）58 「特定日付け特定新聞掲載の投稿について特定学部長が行った懲戒申請に関する文書等の不開示決定に関する件」 特定日付け特定新聞の特定投稿欄に掲載された記事に係る開示請求について、当該欄には特定個人以外からの投稿記事は掲載されておらず、結果的に特定の者を名指ししていることとなる等として、存否情報の5条1号に該当性を認めた例	1 本件開示請求について 本件開示請求は、「法人文書開示請求書」との定型用紙により、法4条1項の規定に基づき、特定日付け特定新聞の特定投稿欄に掲載された記事に関し特定学部長が行った懲戒申請に関する全ての文書及び全ての回答書（本件対象文書）を求めるものである。 （略） 2 本件存否応答拒否について （略） （2）当審査会事務局職員をして諮問庁に、本件開示請求にある特定日付け特定新聞の特定投稿欄の掲載状況について確認させたところ、諮問庁は、当該欄には、特定の者以外からの投稿記事は掲載されていないと説明する。そうであれば、本件開示請求は、結果的に特定の者を名指しして、懲戒申請に係る文書の開示を求めるものとなる。また、異議申立人の異議申立書及び意見書の趣旨からも本件開示請求の意図は、特定の者を名指ししていたものと認められる。 本件対象文書の存否を答えることは、当該特定の者に対する懲戒申請という事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。 そして、本件存否情報は、広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは言えず、法5条1号ただし書イに該当せず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件存否情報を何人にも開示することが必要な情報であるとする事情も認められないことから、同号ただし書ロに該当しないし、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。 （略）
24-22	答申24（行情）352 「宮城労働局需給調整室に特定会社Aと特定会社Bが契約したとされる書類を含め特定個人が提出した書類一式の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 個人の姓を特定して、当	2 本件対象文書の存否応答拒否について （略） 本件開示請求は、個人の姓を特定して、当該姓を有する個人が宮城労働局需給調整室に特定会社Aと特定会社Bが契約したとされる書類を含め提出した書類一式の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の姓を有する個人が宮城労働局需給調整室に書類提出をしたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるものと認められる。 当該事実の有無は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であ

	該姓を有する個人が宮城労働局需給調整室に特定会社Aと特定会社Bが契約したとされる書類を含め提出した書類一式の開示を求めた開示請求について、存否情報は5条1号に該当するとして、存否応答拒否を認めた例	って、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、同条2号イについて判断するまでもなく、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。
24-23	答申24（行情）376 「特定個人の所得税の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 特定個人の所得税確定申告書及び事業廃止届出書の開示を求めた開示請求について、所得税確定申告書に係る存否情報は法5条1号に、事業廃止届出書に係る存否情報は法5条2号イにそれぞれ該当するとして、存否応答拒否を認めた例	2 本件対象文書の存否応答拒否について (1) 所得税の確定申告書 本件対象文書のうち、所得税の確定申告書は、文書1ないし文書21の各文書の一部である。当該各申告書の開示請求は、それぞれ、特定個人Bないし特定個人Vを特定した上で、当該各個人に係る所得税の確定申告書の開示を求めるものであり、当該各申告書の存否を答えることは、当該各個人が所得税の確定申告書を提出した事実の有無（本件存否情報1）を明らかにすることとなる。 そこで、以下、本件存否情報1の不開示情報該当性について検討する。 ア 一般に、所得税法120条等に基づき、各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額等を差し引いて残額のある者や給与の収入金額が2,000万円を超える者等は、所得税の確定申告書を税務署長に対し提出しなければならないとされている。 所得税の確定申告書を提出しなければならない者は、上記のとおりであるから、本件存否情報1が「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する可能性を排除することはできない。したがって、法に基づき、本件存否情報1の不開示情報該当性を検討するに際しては、「個人に関する情報」として法5条1号該当性について判断すべきか、それとも「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として同条2号該当性について判断すべきかを検討する必要がある。 イ そこで検討するに、所得税の確定申告書は、上記アの要件に該当する者が提出しなければならないのであり、事業を営む個人でなくとも同申告書を提出することが当然に想定される。また、仮に事業を営む個人であっても申告する内容の全てが事業に係るものとは限らないので、事業を営む個人の同申告書の全てが事業に関する情報に該当するとは言えないのであって、本件存否情報1は、法5条1号に規定する個人に関する情報であると認められる。 そして、本件存否情報1は、特定個人Bないし特定個人Vが所得税の確定申告書を提出した事実の有無を示すものであり、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、そのような性質を有するものとは考えられないことから

		ら、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。 したがって、本件存否情報1は、法5条1号の不開示情報に該当することとなるため、同条6号柱書き該当性を判断するまでもなく、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。 (2) 事業廃止届出書 本件対象文書のうち、事業廃止届出書は、文書3、文書5、文書6、文書8及び文書10ないし文書21の各文書の一部である。当該各届出書の開示請求は、それぞれ、特定個人D、特定個人F、特定個人G、特定個人I、特定個人Kないし特定個人Vを特定した上で、当該各個人に係る事業廃止届出書の開示を求めるものであり、当該各届出書の存否を答えることは、当該各個人が事業廃止届出書を提出した事実の有無（本件存否情報2）を明らかにすることとなる。 そこで、以下、本件存否情報2の不開示情報該当性について検討する。 ア 諮問庁は、本件存否情報2の不開示理由について、法5条1号及び6号柱書きに該当すると理由説明書で説明していたところ、補充理由説明書において、予備的に法5条2号イを加えるとして、次のとおり説明する。 (ア) 事業を営む個人が経営悪化などの事由から事業を廃止したことにより、事業廃止届出書を提出したという情報は、第三者に知られたくない機微に触れるものであり、これが公になると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。 (イ) 上記(ア)のような事由による場合に文書の存否を明らかにせず開示請求を拒否し、そうでない場合には文書の存否を明らかにすると、開示請求を拒否された場合における事業廃止届出書の提出は、経営悪化などの事由から事業を廃止したということを自ずと明らかにさせる結果となる。 したがって、本件存否情報2については、どのような場合においても開示請求を拒否することになる。 イ 事業廃止届出書は、所得税法229条において、「居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらに移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から1月以内に、税務署長に提出しなければならない」とされているところの「廃止した場合」に提出しなければならない届出書である。 ウ 事業廃止届出書を提出しなければならない者は、所得税法上、上記イのとおりであるから、本件存否情報2については、「個人に関する情報」として法5条1号該当性について判断すべきか、
--	--	---

		それとも「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として同条2号該当性について判断すべきかを検討する必要がある。 そこで検討するに、事業廃止届出書については、上記イのとおり、所得税法上、事業を行っていた個人が提出しなければならない届出書であって、事業を行っていない者が提出することはないのであるから、当該届出書を提出したという情報は、法5条1号に規定する「個人に関する情報」と言うことはできず、同条2号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とであると認められる。 エ そこで、本件存否情報2が、法5条2号イにいうところの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否かを検討する。 (ア) 法5条2号イは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定しており、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があると解されている。 (イ) そこで本件についてみるに、事業を廃止した個人事業者は、所得税法229条により事業廃止届出書の提出を義務付けられているから、本件存否情報2を明らかにすることは、すなわち、個人事業者が事業を廃止したか否かを明らかにすることになるものと認められる。 一般に、事業を営む個人が事業を廃止（個人事業者でなくなる）こととする理由は、経営悪化などの場合のほか、例えば、個人で行う事業形態から法人としての事業形態へ変更する場合や事業の成否とは直接関係のない個人的な事情による場合など、様々な理由が考えられるところ、いかなる理由にせよ、個人事業者にとって、事業を廃止した（事業廃止届出書を提出した）という事実は、当該個人の生計の途に関わるものであり、その信用を左右する機微な情報である。 また、個人で行う事業形態の場合、法人としての事業形態とは異なり、事業を営んでいる事実やその名称等が商業登記簿によって公にされているわけではない。 したがって、本件存否情報2、すなわち、個人事業者が事業を廃止したか否かを明らかにすると、法5条2号イの当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同条6号柱書き該当性を判断するまでもなく、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。
24・24	答申24（行情）509	1 本件対象文書について

「特定宗教法人等の財産目録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 特定宗教法人の財産目録、収支計算書、貸借対照表及び当該書類より作成された各団体の収入や保有資産額の状況が分かる資料の開示を求めた開示請求について、当該書類の提出に係る存否情報は、それが明らかになることによって、事務所備付け書類提出制度の運用にも、不活動宗教法人対策にも、支障を及ぼすおそれがあるとは言えないから、5条6号柱書きに該当するとは認められないとして、存否応答拒否を否定した例	本件開示請求は「別紙に掲げる特定宗教法人Aないし特定宗教法人T各団体の財産目録、収支計算書、貸借対照表及び当該書類より作成された各団体の収入や保有資産額の状況が分かる資料（最新年度のものの）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、各団体からそれぞれいかなる書類が提出されているかという事実、すなわち、それぞれの書類の提出の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになり、その存否を答えるだけで、法5条6号柱書きに該当する情報を開示することになるとして不開示とした。 2 本件対象文書の存否応答拒否について （略） （2）検討 ア 宗教法人法25条4項に基づく事務所備付け書類提出制度の運用に係る支障の有無 （略） （ウ）以上のとおり、各書類類型ごとに個別に検討しても、それらが提出されているかどうかにより判明するのは、当該宗教法人の書類提出義務の履行状況だけであることを確認し得たのである。そして、これら備付け書類の提出が義務付けられているのは、宗教法人がその目的に沿った活動をしていることを所轄庁が継続的に把握し、宗教法人法を適正に運用するためであると言うのであり、さらに、同法88条5号は、その提出を怠ったとき、当該宗教法人の代表役員等を過料に処する旨を規定しているところであるから、そのような制度の下にある書類の提出の有無を明らかにしたとしても、宗教法人の信頼を失い、以後、宗教法人から処分庁への書類の提出が行われなくなり、その結果、事務所備付け書類提出制度の運用に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、当該書類の存否情報は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当しない。 イ 不活動宗教法人対策に対する支障の有無 諮問庁は、不活動宗教法人に対して事務所備付け書類に係る開示請求があれば、文書不存在による不開示とせざるを得ず、それによりどの宗教法人が現在不活動状態にあるか推測できる情報を開示する結果となると説明する。 しかしながら、本件開示請求に係る宗教法人Aないし宗教法人Tは、いずれも著名な法人であって、このような説明が妥当する場合であるとするには重大な疑問がある。しかも、宗教法人が財産目録等の備付け書類を提出しない事情には、さまざまなものがあるから（諮問庁の上記アに関する説明は、これを前提とする。）、その提出がないことにより、当該宗教法人が現在不活動状態にあることが直ちに推測されるものではない。したがって、備付け書類の有無を答えることにより、当該宗教法人がその提出義務を履行していないことが分かったとしても、それにより、不活動宗教法人の法人格が悪用される
--	--

		などして所轄庁の不活動宗教法人対策に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、書類の存否情報は、法5条6号柱書きに該当しない。 (3) したがって、本件対象文書の存否情報は、それが明らかになることによって、事務所備付け書類提出制度の運用にも、不活動宗教法人対策にも、支障を及ぼすおそれがあるとは言えないから、法5条6号柱書きに該当するとは認められない。
24-25	答申25（行情）13 「特定管理組合と特定会社との間で締結された業務委託契約書の不開示決定に関する件」 ・ 特定会社と特定管理組合とが締結した特定住宅に係る業務委託契約書の開示を求めた開示請求について、当該契約書に係る存否情報は、これを明らかにすると、近畿地方整備局において、マンション管理業の適正な運営を確保する必要があるとして、マンション管理適正化法に基づき、特定会社に対し契約書の提出を要求した事実の有無を明らかにするものであって、同社が同法に違反する行為を行ったのではないかとの憶測を呼ぶなど、特定会社の事業活動に支障を及ぼし、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、5条2号イに該当するとして、存否応答拒否を認めた例	1 本件対象文書について 本件開示請求は、別紙の1記載の特定会社と特定管理組合とが締結した特定住宅に係る業務委託契約書（本件請求文書）である。 （略） 2 不開示情報該当性について (1) 本件開示請求は、特定住宅に係る管理受託契約の当事者である特定会社及び特定管理組合を名指したものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、近畿地方整備局が、特定会社が特定管理組合と締結した管理受託契約の契約書を提出させた事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。 また、特定会社は、マンション管理適正化法44条の規定に基づき国土交通省に備えるマンション管理業者登録簿に登録を受けてマンション管理業を営むマンション管理業者であり、同法85条の規定は、国土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、マンション管理業を営む者に対し、報告をさせることができると定めている。このことを踏まえれば、本件存否情報を明らかにすることは、近畿地方整備局において、同局に寄せられた特定会社に関する苦情相談事案について、マンション管理業の適正な運営を確保する必要があるとして、同条の規定に基づき、特定会社に対し契約書の提出を要求した事実の有無を明らかにすることとなる。 (2) そうすると、本件存否情報は、これを公にすると、特定会社がマンション管理適正化法に違反する行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、特定会社に対する信用を低下させ、特定会社と取引先との関係が悪化することが予想されるなど、特定会社の事業活動に支障を及ぼし、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法5条2号イの不開示情報に該当する。 したがって、本件対象文書の存否を明らかにすることは、法5条2号イの不開示情報を開示することになるので、本件開示請求について法8条の規定に基づき拒否すべきものと認められる。
25-25	答申25（行情）101 「最高裁に係属していた特定刑事裁判に関して作成された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」	2 存否応答拒否の適否について （略） (2) 上記の諮問庁の説明を踏まえて検討する。 本件対象文書は、特定刑事事件についての刑事関係報告規程に基づく事件報告であり、本件対象文書の存否を答えることは、当該特定刑事事件について、検察官において、同規程にいう法務省

	・ 特定刑事事件に係る事件報告について、関連法の改正契機となった著名な事件であること等から、報告規程に基づく報告がなかったとは考えにくいとして、存否応答拒否を否定した例	職員の犯罪として特異又は重大なもの等であると認め、その受理等が法務大臣に報告されたか否かという事実（本件存否情報）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。 しかしながら、刑事施設の職員が職務の遂行過程で受刑者を死に至らしめたという事案が、一般的にみて、刑事関係報告規程にいう法務省職員の犯罪として特異又は重大なもの等に該当するといえるかどうかという点はおくとしても、本件特定事件については、犯罪の主体が誰かということや、一見した限りの規模や態様、さらには、事件発覚後に大きく報道され、監獄法改正の契機となった著名な事件であることからすれば、法務大臣が刑事事件報告規程に基づく報告を受けていないとはおよそ考え難い。したがって、本件存否情報は、これが明らかになったとしても、諮問庁が説明するような、類似の犯行を行う者が自らの事件について予想される捜査の進捗状況等を察知し、逃亡又は罪証隠滅を企てたりする事態が生じたり、捜査手法に関する一定の基準を推知させる情報が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公判の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、法5条4号に該当するとは認められない。 なお、諮問庁は、補充理由説明書において、本件刑事事件につき、国会における審議状況等により事件報告を受けた事実があるかどうかを明らかにしたことはなく、本件刑事事件に関連する国会での答弁はあるものの、これは、法務省として、国政調査権の行使に関しては法令の許す範囲内でできる限り協力すべきとの見地から、個別具体的な事件についても、捜査・公判への影響等の諸事情を勘案しつつ、国会の場において質問があればこれに答えるほか、議員の要請があれば個別に説明しているためであり、その前提として、検察に関することを所掌する刑事局において（法務省設置法4条7号、法務省組織令5条）、個別具体的な事件につき、検察当局から、口頭により聴取するなど適宜の方法で報告を受けて対応している旨説明している。 諮問庁の国会審議における審議状況等の説明は、首肯できるが、本件事件は、上記のとおり、「特異かつ重大」であることが明らかであり、前述の刑事関係報告規程の「その他法務大臣が特に知っておくべきもの」に該当することは明白であると認められ、さらには、刑事施設における基本法であった監獄法改正の契機ともなった事件であることからすると、当審査会における上記の判断を左右するものではない。
25・26	答申25（行情）300 「横浜地方裁判所特定事件番号損害賠償請求事件について関係機関から受けた文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 特定事件番号の損害賠償	（2）本件存否情報の不開示情報該当性について ア 諮問庁の説明を踏まえれば、「特定事件番号」の訴訟については、特定年月日に判決が言い渡され、その概要（誰が誰を訴えたか等を含む。）についても特定市による公表及び報道がなされており、「特定事件番号」の訴訟があったことは既に公知の事実であって、開示請求されたのがその判決日から約2週間後であれば、当事者が誰であったかを含め当該訴訟が存在するという事実が公知であることについては、時の経過を考慮すべき状況

	請求訴訟に係る資料等について、開示請求が判決日の約2週間後であって、新聞報道等により当該訴訟があったことは公知の事実であるとして、存否応答拒否を否定した例	にもない。 そうすると、本件においては、特定個人又は特定法人等が当該訴訟の当事者であるという情報は、本件対象文書の存否を答えることにより初めて明らかになるものではなく、本件訴訟の当事者が特定個人であれば、法5条1号ただし書イに該当し、また、本件訴訟の当事者が特定法人等であれば、同条2号イに該当しないと認められることから、本件存否情報はいずれも不開示情報に該当しない。 イ したがって、本件存否情報はいずれも不開示情報に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。
26-21	答申26（行情）505 「憲法第16条に基づく請願を処理した際の行政文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 開示請求書に添付した請願書を処理した際の一切の行政文書に係る開示請求について、開示請求書に添付した当該請願書の差出人は黒塗りされているが、特定の刑事事件の事件番号等の記載があるため、当該請願に係る関係者には差出人の特定がある程度可能で、また、請願書の内容は特定の刑事事件に関する請願であることから、本件存否情報は、5条1号本文後段の、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、存否応答拒否を認めた例	2 本件対象文書の存否応答拒否について （2）検討 ア 開示請求書に記載されている請求内容に対応して、「憲法16条に基づき、国民から受け取った別紙を処理した際の行政文書一切（決裁文書及び、その決裁に関与した公務員の氏名（特定）が分かる文書含む）」の存否を答えることによって、検察庁において、「求回答書」と題する請願書を受け取ったか否か、当該請願が処理されているか否か、ひいては、差出人が「求回答書」と題する請願書に記載されている内容の請願を行ったか否かといった情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるといえる。 イ そして、諮問庁は、本件存否情報について、当該請願に係る関係者には、その記載内容によって、個人の特定が一定程度可能であり、かつ、特定の行政機関に対し、誰がどのような内容の請願を行ったかといった情報は、一般に知られたくない個人に関する情報であり、公にすることにより、請願人の権利利益を害するおそれがあると説明する。 そこで、当審査会事務局職員をして、「当該請願に係る関係者」の範囲について諮問庁に確認させたところ、「当該請願に係る関係者」とは、本件請願書の差出人（請願人）の親族や職場の知人等の差出人に近い立場・関係にある者のほか、本件請願書が特定の刑事事件に関する請願であることから、当該刑事事件の告訴又は告発を行った者、被疑者、被害者等の事件関係者が該当するとの回答があった。 ウ 以上を踏まえ検討すると、開示請求書に添付された別紙には、差出人が黒塗りされているが、特定の刑事事件の事件番号及び担当検察官の氏名が記載されているため、差出人は、当該特定事件の関係者（告訴又は告発を行った者、被疑者、被害者等）及び当該関係者に近い立場にある者である可能性が高く、そうすると、「当該請願に係る関係者」には、差出人に近い立場にある者のほか、当該刑事事件の関係者及びその関係者に近い立場にある者が含まれることとなり、それらの「当該請願に係る関係者」には、差出人の特定がある程度可能であるとの諮問庁の説明は首肯できる。 また、「求回答書」と題する請願書に記載されている内容は、

		差出人による特定の刑事事件に関する請願であることから、一般に他者に知られることを忌避する性質の個人に関する情報といえ、差出人の権利利益を害するおそれがある情報に当たると認められる。 したがって、本件存否情報は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は存しないことから、本件対象文書の存否を答えることは、同号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。
28-11	答申29（行情）18 「特定日の特定個人の事件に係る文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 平成20年の特定個人の事件に関する文書を求める開示請求に対して存否応答拒否をした原処分が争われた事件につき、本件対象文書の存否を明らかにすれば、特定の個人が平成20年に発生した事件に関与したという事実の有無（本件存否情報）が明らかとなり、仮に、平成20年に特定個人が関与した事件があり同事件について公表されていたとしても、既に相当程度の期間が経過していることを踏まえると、本件存否情報はもはや現に法5条1号イの「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」とも認められないとして存否応答拒否は妥当であると判断した例	2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について 本件対象文書は、仮に存在するとすれば、平成20年の特定月日に発生し、特定の個人が関与した事件について処分庁が作成又は取得した文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、特定の個人が平成20年の特定月日に発生した事件に関与したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段に該当する。 次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、仮に、平成20年の特定月日に特定個人が関与した事件があり同事件について公表されていたとしても、既に相当程度の期間が経過していることを踏まえると、その時間の経過により、事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れており、既に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていると認められるので、本件存否情報が存在していたとしても、もはや現に「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」とも認められず、同号ただし書イには該当しないと認められる。 また、本件存否情報は、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。 以上のことから、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。
28-12	答申28（行情）150ないし152 「特定日の特定個人の農林水産省の建物への出入データの不開示決定（存否応答拒	2 存否応答拒否の妥当性について （1）本件各開示請求は、特定日における特定個人Aの農林水産省の建物への出入データの開示を求めるものであり、その存否を答えることにより、特定個人Aが当該日に当該建物に出入りした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとな

	否)に関する件」 ・ 特定個人が特定日に特定省庁の建物に出入りした事実の有無に係る情報は、特定個人が特定省庁で勤務する者であったとしても、法5条1号ただし書ハに該当せず、当該出入りに係るデータの存否を答えることは、同号の不開示情報を開示することとなるため、法8条により存否応答拒否とした原処分を妥当とした例	るものと認められる。 (2) 本件存否情報は、特定個人Aの特定日における行動に関する情報であり、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。 そして、特定個人Aのこの種の情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(法5条1号ただし書イ)に該当するとは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公にすることが必要な情報(同号ただし書ロ)に該当するとも認められない。 さらに、農林水産省の建物への出入データの取得目的について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、人事労務管理の観点からではなく、専ら建物の保安上の必要から取得しているものであり、建物に出入りしさえすれば記録がされるところであった。そうであれば、特定個人Aが同省で勤務する者であったとしても、特定個人Aが同省の建物に出入りしたとの情報自体は、特定個人Aが担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報とはいえないため、その職務の遂行に係る情報(法5条1号ただし書ハ)に該当するとも認められない。 (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件各開示請求を拒否したことは、妥当である。
28-13	答申28(行情)765 「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」(平成28年2月3日総理指示)の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件」 ・ 本件対象文書の存否を答えるだけで法5条3号及び6号の不開示情報を開示することになるとして存否応答拒否とした原処分について、本件総理指示がなされたことは既に明らかになっており、また、本件開示請求は当該総理指示が発出されてから一定期間が経過してからなされたものであることを踏まえると、本件対象文書の存否を公にしても、内閣	2 本件対象文書の存否応答拒否について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 内閣情報調査室は、内閣法等に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務をつかさどり、官邸の情報関心に基づき幅広い観点から、国内外の政治・経済情勢・国際テロ・軍事情勢等について情報収集活動を行っている。 イ 本件開示請求の対象文書は、北朝鮮によるミサイル発射事案について情報収集・分析をした文書であるため、所掌事務の観点から、本件開示請求の主管部局は、内閣官房では内閣情報調査室になると判断し、本件開示請求を受理した。 ウ 内閣情報調査室による個別の情報の収集調査の事実の有無については、これを明らかにした場合、特定の事項について収集調査を行っているという事実のみならず、こうした事実確認を積み重ねることによって内閣情報調査室の活動実態及び情報関心等が明らかとなり、相手方に対抗措置を講じられるおそれがある。 また、本件対象文書について、その存否を明らかにした場合、当該事案に関し収集・集約・分析した情報の分量やその頻度、手段・形態などが明らかとなり、それによって内閣情報調査室が行っている情報の収集・集約・分析の業務実態やその能力が推察され、相手方をして対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。

	の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務をつかさどる処分庁（内閣情報調査室）が、総理指示に従って一定期間内に情報の収集・分析に従事して何らかの文書を作成・取得した事実の有無が明らかになるだけであって、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することにはならないとして原処分は取り消されるべきであると判断した例	さらに、今回のような関係する保有行政文書全てを対象にする情報公開請求に対して、全保有文書を特定の上開示した場合、類似の請求を積み重ねることによって、ある事案については一定量の情報を収集・分析しているが別の事案については収集・分析していないといった事実が明らかになり、内閣情報調査室の収集・分析能力が推察されるおそれがあるほか、事案によって収集・分析した情報の量の多寡が生じた背景事情等を考察されることによって、内閣情報調査室の調査手段等が推察されるおそれがある。 上記のことを踏まえて、本件対象文書の存否を答えること自体が、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないこととした。 （2）当審査会事務局職員をして、首相官邸ホームページを確認させたところ、『「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと』（平成28年2月3日総理指示）」とは、平成28年2月2日に北朝鮮が関係国際機関に対し、「人工衛星」を打ち上げる予定である旨を通報したことに関し、同月3日に総理が発出した指示の一つであることが認められる。 本件開示請求は、当該総理指示に従って、その主管部局が、行政文書ファイル等につづった文書の全て（本件対象文書）の開示を求めるものであるが、本件対象文書の存否を答えることは、「内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務」（内閣法12条2項6号）をつかさどる内閣情報調査室が、当該総理指示に基づき、一定期間内に情報の収集・分析を行って何らかの文書を作成・取得した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。 本件においては、「北朝鮮による『人工衛星』と称する弾道ミサイル発射の国際機関への通報に関し、」「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」という当該総理指示があったことが既に明らかになっており、本件開示請求は当該総理指示が発出されてから一定期間が経過してからなされたものであることを踏まえると、本件存否情報につき、これを公にしても、内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務をつかさどる内閣情報調査室が、総理指示に従って一定期間内に情報の収集・分析に従事して何らかの文書を作成・取得していたことが明らかになるだけであって、内閣情報調査室の活動実態及び情報関心等が明らかとなり、悪意を有する相手方に対抗措置を講じられ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、同室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼす事態が生じるとは認められない。さらに、本件存否情報そのものを明らかにしたとしても、当該総理指示に従って内閣情報調査室が一定期間内に情報の収集・分析を行って何らかの文書を作成・取得した事実の有無が明らかになるだけであって、その収集・分析した情報の分量やその頻度、手段・形態などが明らかになるとは認められない。したが
--	--	---

		って、本件存否情報については、法5条3号及び6号の不開示情報に該当するとは認められない。 以上により、本件開示請求については、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであり、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した原処分は取り消すべきである。
28-14	答申28（行情）777 「特定地番の除染作業の日報等の一部開示決定に関する件」 ・ 特定個人が所有する特定の土地等についての除染等の措置が実施された事実の有無という情報については、①特定の土地等についての除染等の措置の実施に関する個別の情報は公表されていない上、除染特別地域内の土地等であっても当然に除染等の措置が講じられるとはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、②除染特別地域内の地権者等であっても正当な理由に基づき除染等の措置の実施に応じないこともあり得るところ、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすると、他者から非難が加えられるなどの深刻な不利益を与えかねない一方、放射線による人体への影響という観点からは土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に係る情報の方が重要であり、特定地域の住民等が当該地域内の放射線量に係る情報を得る手段も複数存在することから、同号ただし書ロにも該当しないなどとして、本来、存否応答拒否すべき	2 原処分の妥当性について (1) 本件開示請求等について 本件開示請求は、特定地番1を特定した上で、本件対象文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定地番1の建物、土地等（以下「土地等」という。）についての除染等の措置が実施された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。 (2) 本件存否情報の不開示情報該当性について 当審査会において本件対象文書を見分したところ、特定地番1の土地等の所有者は、特定個人であることが認められた。 そうすると、本件存否情報は、特定個人が所有する特定の土地等についての除染等の措置の実施に関する情報であるから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。 そこで、以下、本件存否情報の法5条1号ただし書該当性について検討する。 ア 本件存否情報の法5条1号ただし書イ該当性について (ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。 a 特定地域（除染特別地域）における除染等の措置等は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」28条に基づき策定された特別地域内除染実施計画において定められている。 b 環境省のウェブサイト（除染情報サイト）においては、法令の定めによるものではないものの、運用において、上記aの除染等の計画や進捗状況等を公表しているところであるが、特定の土地等についての除染等の措置の具体的な実施状況については、個別に公表しておらず、公表する予定もない。実際、これらについて第三者から問合せがあっても、これに応じることはない。 また、そもそも、法律上、除染特別地域内の土地等であっても、当然に除染等の措置が講じられるとはいえない（放射性物質汚染対処特措法30条2項、5項及び7項）。 c 以上によれば、本件存否情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと考える。 (イ) 当審査会において、上記（ア）bのウェブサイトの情報を

	であったと判断した例	確認したところ、特定の土地等についての除染等の措置の実施に関する個別の情報は公表していない旨の諮問庁の上記（ア）の説明は首肯できる。 その上、そもそも、放射性物質汚染対処特措法上、除染特別地域内の土地等であっても、当然に除染等の措置が講じられるとはいえないのであるから、本件存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。 イ 本件存否情報の法5条1号ただし書ロ該当性について （ア）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。 a 除染特別地域内の地権者等であっても、様々な事情から除染等の措置の実施に応じない者もいるところであり、かつ、応じないとする理由にも首肯し得る部分もあるところ、特定の土地等についての除染等の措置の実施に係る具体的な状況に係る情報を公にすると、これらの者が除染等の措置の実施に応じていない事実が明らかとなって、これらの者に他者から非難されるなどの深刻な不利益を与えかねない。 そのようなこともあり、環境省のウェブサイト（除染情報サイト）においても、除染等の措置の実施状況については概括的な形で公表するにとどめているところである。 b もちろん、除染等の措置の実施状況に対する一般の関心は高いものではあるが、除染等の措置を実施してもなお放射線量が高いこともあれば、除染等の措置を実施しなくとも放射線量が高くないこともあり得るのであるから、放射線による人体への影響という観点でいえば、除染等の措置の実施状況に関する情報よりも、土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に関する情報の方が重要であると思われる。 特定地域内の放射線量に関しては、まず、特定地域内に高さ1メートルの空間放射線量を10分おきに計測するモニタリングポストが多数設置されており、その測定結果については、特定地方公共団体のウェブサイト等において公表している（なお、特定地域の住民には、当該測定結果を確認し得るタブレット端末が配布されている。）。そして、環境省と福島県が共同で運営する「除染情報プラザ」や特定地方公共団体が、依頼に応じて個別の土地等における放射線量の測定を無償で実施しているほか、特定地方公共団体においては、長期宿泊者を対象に、放射線量を測定する個人線量計の貸出しを行っているところである。これらの施策については、環境省において今後も引き続き継続する予定であり、また、福島県庁及び特定地方公共団体に確認したところ、やはり、今後も引き続き継続する予定であるとのことであった。
--	-------------------	---

		このような事情を踏まえると、個別の土地等についての除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすることの必要性は高いとはいえない。 c 以上によれば、本件存否情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは認められないと考える。 (イ) 当審査会において、上記（ア） a 及びbのウェブサイトの情報及び諮問庁から提出を受けた上記（ア） bの放射線量の測定に関する各資料を確認したところ、その内容は、諮問庁が上記（ア） a 及びbで説明するとおりであると認められる。 (ウ) そこで検討すると、除染特別地域内の地権者等であっても、正当な理由に基づき除染等の措置の実施に応じないこともあり得ると考えられるから、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすると、これらの者に対して、他者から非難が加えられるなどの深刻な不利益を与えかねない旨の諮問庁の上記（ア） aの説明は首肯できる。 また、放射線による人体への影響という観点でいえば、除染等の措置の実施状況に関する情報よりも、土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に係る情報の方が重要であるとの諮問庁の上記（ア） bの説明は首肯できる上、特定地域の住民等が当該地域内の放射線量に係る情報を得る手段も複数存在すると認められる。 以上によれば、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとは認められないとする諮問庁の上記（ア）の説明は否定し難い。 したがって、本件存否情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。 ウ 以上のことから、本件存否情報については、上記ア及びイのとおり、法5条1号ただし書イ及びロに該当するとは認められず、また、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。 (3) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められるところ、処分庁は、一部開示決定（原処分）を行うことにより、本件存否情報を既に明らかにしている。このような場合においては、原処分を取り消して改めて同条の規定を適用する意義は乏しいことから、本件対象文書の一部を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は、結論において妥当である。
--	--	--

28-15	答申28（行情）833 「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買登記に関する書類の一部開示決定に関する件」 「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買に関する不在者財産管理人選任申立書（写）、不在者財産管理人選任に関する許可審判書（写）及び権限外行為許可に関する審判書（写）」の開示請求に対し、対象文書を特定し一部開示した決定について、開示請求書では特定個人の氏名は明示されていないが、不動産登記簿によって審査請求人が示す特定地番から土地所有者である個人が容易に判明するとして上で、このような開示請求に対し該当する文書の存否を答えることは、公表慣行のない「特定地番の土地売買に関し、不在者財産管理人の選任を行い、特定河川国道事務所に不動産の売却を行うため権限外行為許可の審判を得たという事実の有無」（法5条1号の不開示情報に該当）を明らかにすることになるので、本来は存否応答拒否をすべきであったと判断した例	2 諮問庁が存否応答拒否すべきであったとしていることについて （1）諮問庁は、存否応答拒否すべきであった理由について、理由説明書（上記第3の1及び4（1））及び当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果によると、おおむね以下のとおり説明する。 （略） イ 本件対象文書の存否を答えると、「特定地番の土地売買に関し、不在者財産管理人の選任を行い、特定河川国道事務所に不動産の売却を行うため権限外行為許可の審判を得たという事実の有無」（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。 ウ 本件存否情報は、特定地番の土地所有者の個人に関する情報であり、不在者財産管理人制度を利用したかどうかは一般に公にしておらず、公にすることが予定されている情報ではないから、法5条1号の不開示情報に該当する。 また、行政庁が自ら特定の土地について不在者財産管理人制度を用いたことを明らかにすることは、国民の信頼を損ね、今後の用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。 （略） （2）以下、検討する。 補正後の本件請求文書は、「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買に関する不在者財産管理人選任申立書（写）、不在者財産管理人選任に関する許可審判書（写）、権限外行為許可に関する審判書（写）」であり、特定個人の氏名は明示されていないが、不動産登記簿によって審査請求人が示す特定地番から土地所有者である個人が容易に判明することから、本件開示請求は、特定個人が所有する土地に係る不在者財産管理人選任申立書等の文書の開示を求めるものである。 このような開示請求に対し該当する文書の存否を答えることは、諮問庁の説明するとおり本件存否情報を明らかにするものと認められる。 本件存否情報は、特定地番の土地所有者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、同号の不開示情報に該当すると認められる。 したがって、本件対象文書について、その存否を答えることは、法5条6号柱書きについて判断するまでもなく、同条1号の不開示情報を開示する結果となることから、本来は、法8条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったものと認められる。 しかしながら、処分庁は、既に原処分において本件対象文書が存在することを明らかにしてしまっており、改めて原処分を取り消して法8条を適用する意味はなく、原処分は、結論において妥
-------	--	---

		当といわざるを得ない。
29-10	答申30（行情）34 「特定契約の解除の理由等 が分かる文書の不開示決定 （存否応答拒否）に関する 件」 ・ 同一の契約件名による入 札公告が2回なされたこと につき、1回目の契約の解 除の理由及び契約書上の適 用条項が分かる文書の開示 請求に対し、存否応答拒否 とした原処分につき、2回 の入札公告の役務は同じ内 容であること、特定業務に 係る契約期間は1年間とさ れている一方で、2回目の 入札公告は、特定業務に係 る契約期間の開始日から約 3か月後に行われたが、両 方の入札公告に係る契約の 終了日は同一日であること などが認められることから、特定事業者と中国経済 産業局との間で締結された 契約が、何らかの理由によ り、当該契約の期間中に終 了したとの事実、何人によ っても容易に推認すること ができ、既に公知となっ ていることからすれば、本 件存否情報は法5条2号イ に該当するとは認められ ないので、本件対象文書の 存否を明らかにして、改 めて開示決定等をすべき とした例	2 存否応答拒否の妥当性について （略） （2）しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁から、経産局が特定年月日1に特定業務Aの入札公告を行い、その後に行った当該入札の結果、特定事業者がこれを落札し、経産局が当該事業者との間で、当該業務に係る契約を締結した事実及び特定年月日2に特定業務Bに係る入札公告を行った事実は、いずれも経産局のウェブサイト上で公表している旨の説明があった。 （3）上記（1）及び（2）の諮問庁の説明を踏まえ、当審査会において、特定業務A及びBに係る各入札公告の内容を照合したところ、当該各入札公告に付された役務は同じ内容であること、特定業務Aに係る契約期間は1年間とされている一方で、特定業務Bに係る入札公告は、特定業務Aに係る契約期間の開始日から約3か月後の特定年月日2に行われたが、当該各入札公告に係る契約の終了日は特定年度末の同一日であることなどが認められる。 （4）上記（3）の事情に照らせば、特定事業者と経産局との間で締結された特定業務Aに係る契約が、何らかの理由により、当該契約の期間中に終了したとの事実は、何人によっても容易に推認することができ、既に公知となっている情報であると認められる。 また、本件開示請求の文言によれば、審査請求人は、特定業務Aに係る契約が「解除」に限らず何らかの理由で終了したことの理由等が分かる文書の開示を求めていると解される。 以上を踏まえれば、特定業務Aに係る特定事業者と経産局との間の契約が終了したことは既に公知となっている以上、本件存否情報が明らかになるだけで当該特定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯し難い。 （5）したがって、本件存否情報は、法5条2号イに該当するとは認められないことから、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示としたことは妥当ではなく、本件対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。
29-11	答申30（行情）35及び37 「特定商取引に関する法律に基づく特定会社からの申出に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」	2 本件対象文書の存否応答拒否について （略） （2）特商法においては、主務大臣は、申出等に基づき必要な調査を行い（60条2項）、その結果、販売業者等が特商法の規定に違反等しており、取引の公正及び購入者等の利益が害される又は著しく害されるおそれがあると認めるときは、販売業者等に対し、必要な措置をとるよう指示すること（7条、14条ほか）又は業務

	・ 特商法に基づく申出がなされたという事実の有無を明らかにすると、特商法違反の行為を行っている疑いのある事業者等に調査活動への対策を講じる機会を与え、正確な事実の発見を困難ならしめる、又は、申出を行った者が探索されることをおそれて申出をちゅうちょする結果、情報収集が妨げられるなど、行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件存否情報は法5条6号イに該当するとした例	の停止若しくはその一部の停止等を命じることができる（8条1項ほか）。また、主務大臣がかかる命令を行う場合はその旨を公表しなければならないとしており（8条2項、15条3項ほか）、主務大臣がかかる指示を行う場合においても、原則としてその旨を公表するよう運用している（消費者庁ウェブサイトに掲載の「特定商取引に関する法律の解説（逐条解説）」による。）。 （3）（略） 上記（2）の申出がなされたか否かについては、これが対外的に明らかになるだけで、特商法違反の行為を行っている疑いがある事業者等が主務大臣による調査活動の有無や進捗状況を知ることとなり、調査活動への対策を講じる機会を与え、正確な事実の発見を困難ならしめる、又は、一般に、申出を行った者が探索されることをおそれてこれをちゅうちょする結果、情報の収集活動が妨げられるなど、主務大臣の関係手続の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで、法5条6号イの不開示情報を開示することとなるため、同条2号イについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。
29-12	答申29（行情）174 「特定地方裁判所に正式に提出された国有林査定全図等の一部開示決定に関する件」 ・ 開示請求書に判決書（氏名等はマスキング）が添付されており、開示請求に係る文書の存否を答えると、特定の者が訴訟を提起された事実の有無が明らかになるところ、判決書の内容から、関係者等一定範囲の者には被告が特定個人であることが特定できる可能性があり、その権利利益を害するおそれがあるとして、存否情報が法5条1号本文後段に該当し、本来、存否応答拒否すべきであったと判断した例	2 存否応答拒否とすべきであったかについて （1）本件開示請求は、別紙1記載の本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求書の添付書面には、係争対象とされた特定国有林に係る管理の経緯、関係するとされた特定の土地の位置に係る情報のほか、当該事件の被告の主張内容等が具体的に記載されていることが認められる。 そうすると、本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは、添付書面に記載された内容から、特定の者が国有林に関して訴訟を提起されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。 （2）諮問庁から添付書面に相当すると考えられる判決書の写しの提示を受け、当審査会において確認したところ、当該判決書は、特定個人らが被告とされた土地所有権確認訴訟（本件訴訟）に係るものであることが認められる。 本件開示請求書の添付書面は、上記特定個人の姓、その他の個人の氏名、特定国有林の具体的な地番等が黒塗りされており、本件訴訟における判決の内容が広く一般に入手可能であるとも認められないから、本件開示請求書及び添付書面に記載された情報は、被告とされた特定個人らを識別することができるものとはいえない。 しかし、添付書面には、上記（1）のとおり、本件訴訟に関する具体的な事実関係等が記載されており、これらによれば、本件開示請求書及び添付書面に記載された情報のみによっても、関係者など一定範囲の者には当該事件の被告が特定個人らであることが特定される可能性は否定できず、特定個人らが本件訴訟を提起

		された事実が知られることとなつて、その権利利益を害するおそれがあることは否定し難い。 したがって、本件存否情報は、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。 (3) そして、本件存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する公表慣行があるとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。 (4) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められるが、原処分においては既に本件対象文書の存在を明らかにしてしまっており、原処分を取り消して改めて存否応答拒否とすべき意義はない。 したがって、本件対象文書の一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当である。
29-13	答申29（行情）236 「特定労働基準監督署が特定事業場の労働者過半数代表者選出に関する指導等に当たって交付等を行った指導票等の控え等の不開示決定に関する件」 ・ 特定事業場に対して労働基準監督機関から労働基準関係法令に関する行政指導が行われたという事実の有無（本件存否情報）について、行政指導には、労働基準関係法令違反が認められた場合にされる是正勧告（是正勧告書の交付）のみならず、そのような法令違反が認められない場合にされる改善指導（指導票の交付）も含まれるため、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものではないとし、本件存否情報は、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、存否応答拒否すべきであったとは認められないと	2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について (1) 本件対象文書は、上記1のとおりであるところ、その存否を明らかにすると、特定事業場に対して労働基準監督機関から労働基準関係法令に関する行政指導が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。上記行政指導には、労働基準関係法令違反が認められた場合にされる是正勧告（是正勧告書の交付）のみならず、そのような法令違反が認められない場合にされる改善指導（指導票の交付）も含まれるため、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものではない。 (2) 諮問庁は、本件存否情報が公にされた場合には、法5条2号イ、4号及び6号イの不開示情報を開示することとなると説明するが、労働基準監督機関は、労働基準関係法令の適正な運営及びその確保の観点から、幅広く臨検監督等を行っており、およそ事業者として事業活動を行い労働者を使用していれば、当該監督を受ける頻度等に差はあるものの、当該監督の結果何らかの指摘を受けあるいは当該指摘に基づき報告を行うことは、必ずしもまれなものではない。このような状況を踏まえれば、労働基準監督機関から、違法であるとの指摘か否かを問わず、およそ何らかの行政指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに、社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認めら

	した例	れない。 したがって、本件存否情報は、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当するとは認められず、法8条の規定により存否応答拒否すべきであったとは認められない。
29-14	答申29（行情）237 「厚生労働省からパワーハラスメントに関して助言等がなされたか否かが分かる文書（特定事業場）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 本件対象文書は、特定事業場が都道府県労働局又は厚生労働省からパワーハラスメントに関する助言やあっせん等の指導がなされたか否かが分かる文書であり、助言やあっせん等の指導をしたか否かが分かる文書の存否を明らかにしたとしても、都道府県労働局又は厚生労働省が特定事業場に対して<u>パワーハラスメントがあったことを前提とする助言やあっせん等の指導をしたという事実の有無</u>までを示すことにはならないことから、当該文書の存否を答えるだけで法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとは認められず、存否応答拒否した原処分を取り消すべきであるとした例	2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について（略） （2）本件対象文書は、特定事業場が都道府県労働局又は厚生労働省からパワーハラスメントに関する助言やあっせん等の指導がなされたか否かが分かる文書であり、助言やあっせん等の指導をしたか否かが分かる文書の存否を明らかにしたとしても、都道府県労働局又は厚生労働省が特定事業場に対してパワーハラスメントがあったことを前提とする助言やあっせん等の指導をしたという事実の有無までを示すことにはならない。 したがって、パワーハラスメントに関する助言やあっせん等の指導がなされたか否かが分かる文書の存否を明らかにすることのみでは、直ちに、当該事業場に対する信用が低下し、取引先との関係が悪化したり、新たな人材の確保が困難になるなど、当該事業場の事業活動に支障を及ぼし、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。また、同様の理由により、紛争当事者が事実関係の調査や参加等に非協力的になり、助言・指導及びあっせんの利用そのものをちゅうちょするなど、国における個別労働紛争解決制度の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。 したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとは認められず、存否応答拒否した原処分は妥当ではないので、改めて本件対象文書の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。
29-15	答申29（行情）437、438 「諫早湾干拓事業の開門をめぐる和解協議の交渉過程において特定期間に特定漁協等の関係者に提示等した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 「諫早湾干拓事業の開門を	答申29（行情）437 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について （1）本件開示請求は、国営諫早湾干拓事業の開門調査をめぐって特定地方裁判所で行われている和解協議の交渉過程で、平成28年11月1日から平成29年1月31日までの間に、農林水産省（九州農政局を含む。）が特定漁協等の関係者に提示・配布等を行った全ての文書、データ及び送信メールの開示を求めるものである。 本件対象文書の存否を答えると、上記和解協議の交渉過程における上記期間内において、農林水産省が特定漁協等の関係者に対

	めぐる和解協議に関連して作成した全20項目の問答集の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 同一の和解協議に関する文書の存否応答拒否につき、開示を求められた文書の存否を答えた場合に明らかになる事実を詳細に検討し、存否応答拒否の妥当性について異なる判断をした例	して何らかの文書等を提示・配布するなどした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められるが、それを超えて、農林水産省と特定漁協等との間のやり取りに係る具体的な事実関係の有無が明らかになるとは認められない。 (2) 当審査会事務局職員をして、農林水産省のウェブサイトを確認させたところ、平成29年1月から3月にかけて、農林水産大臣が記者会見において、諫早湾干拓の開門問題に関する和解協議の過程で、平成28年12月以降、国が提案した基金案の受入れについて4県及び4県の漁業団体の意見聴取を実施したことなどについて発言しており、その内容が公にされていることが認められる。 上記のような意見聴取等の際に、何らかの文書等が示されることは通例であると考えられるところであるから、本件存否情報を公にしたとしても、法5条6号ロに規定する交渉又は争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。 (3) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条6号ロの不開示情報を開示することとなるとは認められず、存否応答拒否とした原処分は妥当ではないので、改めて本件対象文書の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。
		答申29（行情）438 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について (1) 本件開示請求は、特定地裁で継続中の諫早湾干拓事業の開門をめぐる和解協議に関連して作成した、「5 幹部だけで決めず、総会に諮って対応を決めるべき。」「7 100億では足りない。増額を要求すべき。」及び「13 ノリ漁業者にとっての利益は何か。」などの具体的な質問項目を含む全20項目の問答集（本件対象文書）の開示を求めるものであり、その存否を答えることにより、農林水産省が特定地裁で継続中の諫早湾干拓事業の開門をめぐる和解協議に関連して、上記の問答集を作成した事実の有無を明らかにすることとなるものと認められる。 (2) 本件対象文書の存否を答えることで上記（1）のような具体的な事実の有無を公にすれば、訴訟の一方当事者である国が、当該訴訟に係る和解協議に関連し、多数の利害関係人の間における合意形成のために行った検討の経緯や対応方針に係る具体的な情報の有無が明らかとなることにより、将来行われ得る同様の折衝を含む当該訴訟又は同種訴訟への対応において、当事者としての立場で適切にこれを遂行することに支障を来すおそれがあると認められるのであるから、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。 (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条6号ロの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

29-16	答申 2 9（行情） 4 9 4 「特定事件について特定物件が独占禁止法違反行為の対象物件であることを示す文書等の不開示決定に関する件」 審査請求人発注物件が納入予定メーカーの決定等に係る合意に基づいて納入された事実の有無に係る情報は、法 5 条 6 号イに該当するとして、存否応答拒否とした原処分を妥当とした例	2 文書 1 の存否応答拒否の適否について（略） (2) 次に、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。 当審査会事務局職員をして公正取引委員会のウェブサイトを確認させたところ、同ウェブサイト公表されている本件事件に係る排除措置命令書やその他の公表資料に、本件合意に基づいて納入された個々の物件を示す記載はないことが認められ、また、いずれの物件が本件合意に基づき納入されたかについては公表されていない旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。 また、審査請求人発注物件は消防救急デジタル無線機器であるところ、本件事件は、同じ消防救急デジタル無線機器の受注に係る同機器の製造販売業者が行ったとされる独占禁止法違反事件であり、さらに、本件開示請求が、審査請求人発注物件が本件事件において違反事業者として認定されている事業者が発注された物件であることを示す文書の開示を求めるものであることを踏まえると、本件存否情報が明らかになることにより、当該物件の納入に係る経緯等の一端が明らかになる旨の諮問庁の説明は、これを否定することができない。 そうすると、これらの経緯等を考察することで、どのような落札経緯をたどった物件であれば違反行為の対象と判断されるかなど、公正取引委員会の調査範囲や調査の過程における着眼点、手法が明らかになる旨の諮問庁の説明も首肯できるから、本件存否情報を明らかにすると、公正取引委員会の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本件存否情報は、法 5 条 6 号イに該当すると認められる。
29-17	答申 2 9（独情） 2 9 「特定法人の厚生年金保険料の納付状況を示す書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 文書が存在しないことを明らかにすると特定法人の利益を害することになることから、存否情報が法 5 条 2 号イに該当するとした例	2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について（略） (4) 他方、本件対象文書のうち、文書 1、文書 3 ないし文書 6 及び文書 9 は、開示請求書の記載を踏まえると、必ずしも特定法人における厚生年金保険料の滞納を前提としたものではなく、特定法人が納付期限を遵守して厚生年金保険料を納付したことを前提に作成される、特定法人の厚生年金保険料に係る納付状況や納入の告知等を示した文書もこれに含まれ得るものと認められる。 もっとも、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書 1、文書 3 ないし文書 6 及び文書 9 には保険料債権記録が該当し得るところ、保険料債権記録が存在していない場合は、特定法人が厚生年金保険に加入していないため厚生年金保険料が発生していないことを意味するものであるとのことであった。 そうすると、文書 1、文書 3 ないし文書 6 及び文書 9 の存否を答えることは、特定法人が少なくとも 1 0 年 2 か月の間にわたり厚生年金保険に加入していないという事実の有無（以下「本件存否情報 2」という。）を明らかにするものと認められる。 特定法人が、少なくとも 1 0 年 2 か月の間にわたり厚生年金保険に加入していないという事実の有無を明らかにした場合、特定法人が上記の期間にわたって適用事業所とされるだけの実態を有

		していなかったと受け止められるなどして、今後の取引関係や人材確保の面で不利益が生じる可能性は否定できず、当該特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 したがって、本件存否情報2は、法5条2号イに該当し、文書1、文書3ないし文書6及び文書9の存否を答えることは、同号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。
29-18	答申29（独情）74 「特定事案に係る「職員に対する懲戒処分について」の一部開示決定に関する件」 ・ 特定年月日に特定事件で職員が逮捕された件についての文書に係る開示請求につき、一部不開示とした原処分は、本来存否応答拒否とすべきであったとして、原処分は結論において妥当と判断した例	2 原処分の妥当性について （略） （2）そして、本件存否情報については、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすると、本件存否情報を端緒として、機構の関係者等一定範囲の者が、他の情報と照合することにより、本件存否情報に係る機構職員を推認することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である、特定年月日に特定事件で逮捕された事実の有無が、当該関係者等一定範囲の者に知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文後段に該当するものと認められる。 （略） （4）したがって、本件請求文書の存否を明らかにすることは、法5条1号の不開示情報を開示することになるので、本件開示請求については、法8条の規定に基づき拒否すべきであったと認められる。 （5）しかしながら、本件の場合、処分庁は、原処分において本件対象文書を特定し、その一部を開示する決定を行っており、本件存否情報を既開示した状態となっている。このような場合においては、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はないことから、原処分は、結論において妥当であるといわざるを得ない。
30-14	答申30（行情）59 「特定記事に記載の自殺（未遂）事件の概要が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 開示請求の内容は、公表している事案に関して、その概要が分かる文書の開示を求めるものであると解する余地が十分にあったといえることから、処分庁は、まずもって、原処分	2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について （略） （2）本件対象文書1について 本件対象文書1に係る自殺未遂事案に関して、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、海上自衛隊（特定地方総監部）において、特定年月日特定時刻に、特定護衛艦Aで20歳代の幹部自衛官が拳銃を使用して自傷行為を行ったと思われる事案が発生したことを公表している（以下「公表事案」という。）とのことであり、この説明を覆すに足る事情はない。 そこで、本件対象文書1に係る自殺未遂事案の内容と、公表事案の内容とを対比してみると、両者は、自殺未遂とみられる事案か否かという点で異なっているとはいえ、特定年月日特定時刻に、護衛艦Aで20歳代の幹部自衛官が拳銃を用いて自らを傷害した

	前に、審査請求人に対し、当該事案について情報提供し、開示を求める文書の名称等について意思確認又は補正を求めるといった措置を講じた上で、開示決定等をすべきであったものであり、そのような情報提供等を行わないまま、直ちに存否応答拒否としたことは相当とは認められないと判断した例	とみられる事案であるという点では同じであることから、本件対象文書1に係る開示請求は、公表事案に関して、その概要が分かる文書の開示を求めるものであると解する余地が十分にあったといえる。 そして、本件対象文書1に係る開示請求が、公表事案に関して、その概要が分かる文書の開示を求めるものであったとすると、公表事案に関しては、海上自衛隊自らが、上記の限度であるとはいえ、既にその概要を公表しているのであるから、本件対象文書1の存否を答えるだけで法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせるとして、その存否を明らかにしないで本件対象文書1に係る開示請求を拒否することは、許されないものといわざるを得ず、処分庁においては、まずもって、原処分を行う前に、審査請求人に対し、本件対象文書1に係る自殺未遂事案と同一であると解する余地が十分にある公表事案について情報提供し、開示を求める文書の名称等について意思確認又は補正を求めるといった措置を講じた上で、開示決定等をすべきであったといえる。 したがって、処分庁において、上記のような情報提供等を行わないまま、直ちに本件対象文書1につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは相当とは認められず、本件対象文書1について、開示請求者（審査請求人）に対し、補正の参考となる情報提供等を行った上で、改めて開示決定等をすべきである。
30-15	答申30（行情）102, 259 「福岡国税局査察部が作成した特定法人に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 「特定法人が提出した特定事件に関する不祥事件等届出書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 新聞報道の内容と、開示を求められた文書の存否を答えた場合に明らかになる事実を詳細に検討し、存否情報が法5条2号イに該当しないとした例	答申30（行情）102 2 存否応答拒否の妥当性について（略） （2）上記（1）の諮問庁の説明を踏まえて検討するに、国税犯則調査を受けた法人は、一般的に、当該調査によって不正な税務処理を指摘されたものと受け止められ、取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いため、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできない。しかしながら、新聞記事によれば、福岡地検が特定法人の役員を特定年月日Aのおよそ2週間前に法人税法違反の被疑事実で逮捕した事実を公表していることが確認できることから、その頃、特定法人が法人税法違反被疑事件につき捜査の対象となった事実が明らかにされていると認められる。 ところで、本件開示請求は「特定年月日A頃、福岡国税局査察部が法人税法違反容疑で、特定法人を福岡地検に告発するまでに作成した別紙に掲げる行政文書（別紙省略）、もしくは、告発後に福岡国税局査察部が作成した別紙に掲げる行政文書」についてなされているが、その時間的近接性からすると、本件開示請求にいう特定法人に対する法人税法違反容疑の告発は、新聞報道されている法人税法違反被疑事件についてなされたものであると解される。そして、法人税法違反被疑事件に関して、検察当局による強制捜査が行われていることが公表されている以上、これに伴い又

		はこれに先行して国税犯則調査が行われた事実の有無、すなわち、本件存否情報を開示したとしても、特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとまではいい難く、当該情報が法5条2号イに規定する不開示情報に該当するとまでは認められない。 したがって、本件対象文書については、原処分を取り消した上で、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。 答申30（行情）259 2 存否応答拒否の妥当性について （略） （2）当審査会において、本件開示請求書に添付された平成30年特定月日付けの特定新聞Aの記事を確認したところ、当該記事には「損保元社員ら保険金詐取」の見出しが掲載され、損害保険会社から交通事故の保険金をだまし取ったとして、特定署が、特定日、詐欺の疑いで、特定法人の元社員A容疑者ら男3人を逮捕した旨及び元社員Aらが共謀し、平成27年特定月上旬、前年に起きた交通事故の保険金を同社からだまし取った疑いである旨等が記載されていることが認められた。 また、当該逮捕事実等に関し、当審査会事務局職員をして報道状況等を確認させたところ、平成30年特定月日付け特定新聞Bのニュースサイトには、上記記事の他に、被害に気付いた特定法人が2年ほど前に特定都道府県警に告訴していた旨が記載されていることが認められた。 さらに、当該逮捕事実等に関する特定法人の公表事実の有無等について、当審査会事務局職員をして特定法人のウェブサイトを確認させたところ、当該逮捕事実等に関する記載は認められなかった。 （3）上記（2）の新聞記事によれば、元社員Aらが、平成27年特定月上旬に本件不祥事件を起こした疑いで平成30年特定月日に逮捕された事実が認められる。そして、警察当局による公式発表ではないものの、捜査を行う警察関係者が明かした内容として、本件不祥事件に係る逮捕事実が新聞報道されている以上、本件不祥事件が発生した事実の有無を開示したとしても、特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとまではいい難い。さらに、本件不祥事件による被害の発生に気付いた特定法人が平成30年特定月日の2年ほど前に特定都道府県警に告訴していた旨報道されているところ、本件不祥事件の内容からすれば、被害者である特定法人の協力がなければ捜査を行うことが困難であることも併せ考えれば、特定法人において本件不祥事件等に係る公式発表を行っていないとしても、特定法人において本件不祥事件が発生したことを知り、平成27年度中に本件不祥事件等届出書等を金融庁へ届け出ていることは、容易に推測することができる。そのため、特定法人において本件不祥事件が発生したことを知り、平成27年度中に本件不祥事件等届出書等を金融庁へ提出した事実の有無
--	--	--

		を開示したとしても、特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとまではいい難い。 そうすると、本件存否情報が法5条2号イに規定する不開示情報に該当するとまでは認められない。
30-16	答申30（行情）121 「特定市が提出した特定物件に係る違反建築物等処理簿の一部開示決定に関する件」 審査請求人所有の建築物（飲食店）について特定市から特定地方整備局に提出された報告書等の開示請求につき、当該報告は違法行為等に関する情報を特定行政庁が国土交通大臣に提供する場合に行われるものであり、当該報告書等の存否を明らかにすることは、審査請求人所有の建物が違反建築物であるという事実の有無を明らかにするものであり、法5条1号又は2号イに該当し、本来は存否応答拒否すべきものであったと判断した例	2 諮問庁が存否応答拒否すべきであったとしていることについて（略） (2) 諮問庁の上記（1）の説明を踏まえ検討する。 本件開示請求は、審査請求人所有の本件建築物について特定市から国土交通省中部地方整備局に提出された報告書等（本件請求文書）の開示を求めるものであるところ、特定の建築物について特定市から国土交通省に報告等を行うのは、平成18年通知に基づき、特定行政庁から国土交通大臣に対し、違法行為等に関する情報を提供する場合であって、それ以外に報告等を行うことはないから、本件請求文書に該当する文書は同通知に基づき情報を提供する文書のみである旨の上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は見当たらない。 そうすると、本件開示請求の対象となる文書の存否を明らかにすることは、審査請求人所有の本件建築物が違反建築物であるという事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることになる旨の上記諮問庁の説明を否定できない。 (3) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性を検討する。 ア 本件存否情報は、審査請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。 次に、上記諮問庁の説明によると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当するとは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 イ 審査請求人は、本件建築物の用途は飲食店であるから、審査請求人所有の本件建築物に係る情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨主張している。個人が建築物を所有するという情報は、その建築物が事業用であったとしても、通常は個人に関する情報と解されるが、審査請求人の主張に鑑み、念のため、本件存否情報の法5条2号イ該当性について検討する。 事業用の店舗が違反建築物であるという情報は、一般的に事業者にとって不利益な情報であるといえる上、上記諮問庁の説明によると、本件建築物の違反事実が公表されていないとのことであるから、本件存否情報は、公にすることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると認められる。 (4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号又は2号イの不開示情報を開示することとなるため、本来は、法

		8条により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。 しかしながら、処分庁は、原処分において本件対象文書が存在することを明らかにしており、改めて原処分を取り消して法8条を適用する意味はなく、原処分は、結論において妥当であるといわざるを得ない。
30-17	答申30（行情）353 「特定太陽光発電プラントの認可場所に違法廃棄物があることが分かって提出された改善計画書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 関係法令に基づく改善命令は、違法な状態があり、指導及び助言があってもなお、事業者が当該指導及び助言に従わない場合に発令されるものであることから、事業者が改善命令を受けたことを前提に提出される文書の有無を明らかにしないことが、法5条2号イに規定する法人の正当な利益に該当するとは認められず、原処分は取り消すべきであると判断した例	3 本件対象文書の存否応答拒否について（略） （2）法5条2号イ該当性について（略） イ 上記2（1）及び上記アの諮問庁の説明によれば、改善命令は、違法な状態があり、指導及び助言があってもなお、認定事業者が当該指導及び助言に従わない場合に発令されるものであることから、本件存否情報を明らかにしないことが、当該事業者について、法5条2号イに規定する正当な利益に該当するとは認められない。 したがって、本件存否情報を明らかにしても、本件開示請求に係る特定太陽光発電プラントに係る認定事業者の正当な利益が害されるとはいえないことから、本件存否情報は、法5条2号イには該当しない。 なお、上記2（1）オの諮問庁の説明によれば、改善命令の対象となった認定事業者名については、法令上、公表する規定はなく、運用上も公表していないとしているものの、諮問庁による当該事業者名の公表の有無は、本件における法に基づく不開示情報該当性の判断を左右するものではない。 （略） 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イ、5号及び6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条2号イ及び6号に該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。
1-17	答申1（独情）51 「製薬企業や臨床検査企業、医療機器メーカーから特定教授への資金提供に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 事件名の文書の開示請求に対し、当該情報は大学教員の兼業情報に当たり法	2 存否応答拒否の妥当性について（略） （2）本件存否情報は、法5条1号前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。 そこで、法5条1号ただし書について検討する。諮問庁は、本件存否情報は法令の規定、慣行により公にされている情報には該当しない旨説明するが、製薬企業等から医療機関等への資金提供に関しては、日本製薬工業協会が策定した「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）

	5条1号に該当し、その存否を答えると当該教員が兼業申請を行ったという事実の有無が明らかになるとして開示請求を拒否したことにつき、当該情報は、日本製薬工業協会のガイドラインにおいて、資金提供を行った製薬企業等が公開することとされており、同号ただし書イに該当すると認められることから、存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきとした例	が存在することが広く知られており、それによると、製薬企業等が医学・薬学の大学教授に講演や原稿執筆、コンサルティング業務を依頼し、講師謝金、原稿執筆料、コンサルティング業務委託費等を支払うなどした場合は、資金提供を行った製薬企業等において、相手の氏名、金額等をウェブサイト等で公開することとされている。 そうすると、製薬企業等から特定教授への資金提供が行われた場合は、ガイドラインに基づき製薬企業等がその事実を公開することにより、特定教授が特定分野に係る兼業申請を行ったという事実も明らかになるから、本件存否情報は、慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。 したがって、本件存否情報は、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当しないから、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。
2-3	答申2（行情）78 「日米共同で作成した作戦計画（特定記号）」の開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 開示請求書に記載のある「日米共同で作成した作戦計画」の存在自体は明らかになっているものの、その具体的な名称、内容等については公表していないため、具体的な名称等を特定した形での開示請求に対し、文書の存否を明らかにすることは米国との信頼関係を損なうおそれがある旨の諮問庁の説明は否定し難いとして、本件対象文書の存否応答拒否が妥当とされた例	2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について（略） （2）検討 諮問庁の上記（1）ア及びイの説明について、当審査会事務局職員をして、当時の国会の議事録及び防衛省のウェブサイトにおいて公表されている上記「日米防衛協力のための指針」に係る情報を確認させたところ、いずれも日米共同作戦計画の個別具体的な名称、内容等について公表していないことが認められ、上記説明は首肯できる。 また、諮問庁の上記（1）ウの説明について、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。 以上を踏まえると、「日米共同作戦計画」の存在自体は明らかになっているものの、その具体的な名称、内容等については公表していないことから、仮に具体的な名称、内容等を特定した形での開示請求に対し、文書の存否を明らかにすることとなれば、米国との信頼関係を損なうおそれがある旨の上記（1）エ及び第3の2の諮問庁の説明は否定し難く、本件対象文書の存否に関する情報は法5条3号の開示情報に該当すると認められる。 したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条3号の開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。
2-4	答申2（行情）338 「環境省が特定学会に特定症状をめぐる見解を出すことを依頼した文書等（特定症状に係る知見に関する意見照会及び回答を除く）の開示決定（存否応答拒否）に関	2 存否応答拒否の妥当性について（略） （2）以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。 ア 諮問庁は、原処分における処分庁の決定及びその考え方等について、上記（1）のとおり説明するが、一方で、処分庁は、前回処分において、特定した文書の名称として、開示請求書に記載された文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載するの

	する件」 対象文書を特定して全部不開示とした前回処分が理由の提示に不備があるとして取り消された後、同一の文書につき存否応答拒否で不開示とした処分について、合理的な理由が認められないなどとして、取り消すべきとした例	みで、具体的な文書の名称等を明らかにしてはいないものの、請求文書に該当する複数の文書を特定した上で、法5条6号ロに該当するとして、全部を不開示とする決定を行っている。 イ 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、前回処分と原処分においてその対象となる文書は同一のものであって、前回処分において、具体的な文書の名称こそ明らかにされていないものの、本件請求文書に該当する文書を特定した上で、全部を不開示とする処分を行った経緯がある以上、既にその存否を明らかにしたものといえるのであるから、その後に本件対象文書の存否の応答を拒否する合理的な理由は認められない。そもそも、法8条により行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できるのは、例えば、前科調書のように、その存在自体が特定個人の前科の存在を示す場合など、当該行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合に限られるところ、本件対象文書の場合は、原処分の一部開示されている文書があることに鑑みると、その存否が明らかになったとしても、直ちに訴訟の一方当事者である国の当該訴訟に係る対応方針や具体的な対応方法の形成のために行った検討の経緯が明らかになるとも認め難い。 したがって、本件対象文書の存否を明らかにしても法5条6号ロの不開示情報を開示することになるとは認められない。 ウ また、前回裁決は、前回処分につき、単に理由の提示の要件を欠いた違法があるとして取り消したものであるところ、新たに前回処分の対象となった一部の文書を開示する一方で、本件対象文書について存否応答を拒否した原処分は、前回処分より審査請求人に不利益な内容を含むものといえるから、裁決における不利益変更を禁止した行政不服審査法48条の趣旨に反するものといわざるを得ない。 (3) 以上のことから、本件開示請求については、本件対象文書の存否を明らかにして開示・不開示の決定をすることが相当であり、原処分は取り消すべきである。
3-8	答申3（行情）146 「特定検察官が辞職した結果、業務の継続的遂行に生じる障害について分析した文書等の不開示決定に関する件」 刑事訴訟法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」は、その保有の有無にかかわらず法の適用除外とされるべきものであるとして、原処分において法8条の規定により不開示	4 文書2の存否応答拒否の妥当性について (1) 訴訟に関する書類の適用除外について ア 諮問庁は、上記第3の3（2）において、告発事件の処理に関する「訴訟に関する書類」（刑訴法53条の2第1項により法の適用除外とされるもの。）に該当する文書の作成について説明するところ、訴訟に関する書類について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり補足して説明する。 (ア) 訴訟に関する書類（適用除外に該当する書類）とは、一般的には、各告発に係る処理方針等が記載された「処理票」等の書類、所要の捜査を行った場合に同事件の捜査の過程で作成された捜査報告書や供述調書等の書類が訴訟に関する書類に該当すると考える。 (イ) 訴訟に関する書類に該当する文書について、法の適用除外

	とした部分のうち「訴訟に関する書類」について、結論において妥当であるとした例	であるという説明を行った場合、刑事事件に関する文書が存在するかのような印象を与えるおそれがあり、また、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況等を推知し得るため、対象文書を区分することなく、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。 イ これを検討するに、上記ア掲記の訴訟に関する書類は、刑訴法53条の2第1項により、その保有の有無にかかわらず法の適用除外とされるべきものであるというべきである。 処分庁は、原処分において、文書2については、当該文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして法8条の規定により不開示とする原処分を行っていることから、文書2のうち訴訟に関する書類については、あえて原処分を取り消し、改めて法の規定は適用されないとする決定を行うまでの意味がないことから、文書2のうち、訴訟に関する書類に係る文書については、結論において妥当である。
3-9	答申3（行情）340 「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者として捜査・調査されている特定個人に関する文書（特定文書を除く）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 複数の文書を特定し、具体的な文書の名称等を明らかにしないまま一部開示とした上で、そのほかの文書については法5条6号柱書きに該当するとして存否応答拒否とした原処分に対し、特定された文書を同号柱書きにより一部を不開示としたことに鑑みれば、仮に文書の存否が明らかとなっても諮問庁がいう業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、改めて開示決定等をすべきであるとした例	2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について（略） （2）諮問庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしなかった理由を上記（1）のとおり説明するが、当審査会において本件開示決定通知書を確認したところ、本件開示請求において特定した22文書（本件特定文書）には、具体的な文書の名称を明らかにしていない文書が複数含まれている。 また、本件特定文書のうち具体的な文書の名称を明らかにしていない文書の不開示とした箇所の不開示理由は、国の機関間における非公開のやり取りであり、公にすることにより、国の機関間における信頼関係が損なわれ業務の適正な遂行に支障があるなど、法5条6号の不開示情報に該当するとされていることが認められる。 そうすると、仮に特定事象対応機関との非公開のやり取りについて、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、本件特定文書と同様、本件対象文書の作成又は取得の事実が明らかになるだけであって、当該特定事象対応機関の名称や、特定の事象に関する内容等が明らかにならない以上、諮問庁が説明するような拉致問題対策本部事務局が行う業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。 そもそも、法8条により行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できるのは、当該行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる場合に限られるところ、本件対象文書の場合は、原処分で本件特定文書が現に存在しており、これに便宜的な文書名を付し、具体的な内容や機微な情報などについては、法5条6号柱書きに該当する不開示情報としていることに鑑みれば、本件対象文書の存否が明らかになったとしても、直ちに特定事象対応機関の名称や特定の事象そのものが明らかになるとは認め難い。

		したがって、本件対象文書の存否を明らかにしても、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することになるとは認められず、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。
4-8	答申4（行情）244 「内閣総理大臣の健康状態等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 「特定個人内閣総理大臣の健康状態およびその推移についてすべてが分かる一切の文書」の存否を答えるだけで、特定個人の健康状態に関して、医師による診察が行われた等の事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせると認められるとした上で、当該内閣総理大臣の外遊に関連して受検した新型コロナウイルス感染症に関する検査の結果の情報については、内閣官房長官の記者会見において説明をされていたことから、法5条1号ただし書イに該当するとして、存否応答拒否を認めなかった事例。	2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について (1) 本件対象文書は、「特定個人内閣総理大臣（以下、単に「特定個人」という。）の、健康状態およびその推移についてすべてが分かる一切の文書。たとえば、医官による診察結果、病院から提出された検査結果、等」であることから、本件対象文書の存否を答えるだけで、特定個人の健康状態に関して、医師による診察が行われた又は何らかの検査が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。 (2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当する。 また、本件存否情報（下記（3）で検討する情報を除く。）は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。さらに、当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ハにも該当しない。 (3) しかしながら、当審査会事務局職員をして、首相官邸ウェブサイトに掲載されている内閣官房長官の記者会見の記録を確認させたところによると、原処分時点より以前の時期である特定年月日の同長官の記者会見において、記者からの質問に対して、同長官が、特定個人の一行が特定の外遊から帰国した際にPCR検査を受け、陰性であった旨の説明をしていることが認められる。 そうすると、特定個人の特定の外遊に関連して受検した新型コロナウイルス感染症に関する検査等の結果の情報については、法5条1号ただし書イにいう法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。 そして、特定個人の特定の外遊に関連して受検した新型コロナウイルス感染症に関する検査等の結果の情報を公にした上記の内閣官房長官の記者会見の時期が、原処分時点より以前の時期だったことを考慮すると、当該情報と同様の情報と考えられる、本件開示請求以前に行われた特定個人のその他の外遊に関連して受検した新型コロナウイルス感染症に関する検査等の結果の情報についても、原処分時点において、法5条1号ただし書イにいう法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認めることが相当である。 したがって、特定個人の外遊に関連して受検した新型コロナウイルス感染症に関する検査等の結果に係る情報（以下「外遊関連

		検査情報」という。)は、原処分時点において、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当しないと認められ、その存否を明らかにできることから、当該情報が記載された文書につき、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。
4-9	答申4（行情）452 「死刑執行命令の取消し等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 死刑執行の取消命令や停止命令の発出に関する文書につき、対象期間を特定しない請求であったとしても、定期的に同様の情報公開請求が繰り返されることにより、不存在以外の回答があった時点で、特定の時期に死刑執行命令の取消し等があったことを推知させることとなるとの諮問庁の説明を認め、最終的に、存否応答拒否した決定は妥当とした例	2 本件対象文書（「死刑に関する文書（決裁文書等）のうち、死刑執行の取消命令や停止命令が発出されたものに関する文書」）の存否応答拒否の妥当性について (1) 本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報の法5条4号該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり補足して説明する。 ア 死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰であり、その執行に際しては、慎重な態度で臨む必要があるところ、そもそも、死刑執行の判断に関わる情報については、例えば、将来の執行の可能性についての推測を招くなどして、死刑の執行を待つ立場にある死刑確定者の心情の安定を害するおそれがあり、極めて慎重な取扱いが要請される情報である。 (略) ウ 殊に、近時は、インターネット上には、誰でも閲覧可能な形で死刑確定者に関する情報が多数掲載されているところ、死刑執行命令の取消し等に関する文書の情報公開請求がその都度なされ、どのような年に取消しがなされていることがあるのかが明らかになると、インターネット上の情報と照合するなどして、統計的に取り消した件数等が分かることにもなりかねず、また、他の情報等と総合して、死刑執行命令の取消し等の発出の経緯を探索するための情報を提供することにもつながりかねない。 エ 自らの刑がいつ執行されるか、また、どのようにすれば自らの刑の執行を免れ得るかについて極めて高い関心を有する死刑確定者にとって、そのような情報がその支援者等を通じてもたらされれば、死刑確定者自らが自分自身もそのような取消しの対象となり得る可能性や方法があるのではないかなどといったずらに死刑を免れる期待を持たせてしまうといった精神的動揺を生じさせ、心情の安定を損ない、その結果自傷他害行為等に及ぶなど、その刑の執行に支障を及ぼす具体的なおそれがある。 (2) これを検討するに、本件対象文書の存否を答えることとした場合、本件請求のように対象期間を特定しない請求であったとしても、定期的に同様の情報公開請求が繰り返されることにより、不存在以外の回答があった時点で、特定の時期に死刑執行命令の取消し等があったことを推知させることとなる旨の上記第3の2(2)ア(ア)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。 そうすると、当該情報が明らかになると、インターネット上の情報等と照合するなどして、死刑執行命令の取消し等の発出の経緯を探索するための情報を提供することにつながりかねず、どの

		ようにすれば自らの刑の執行を免れ得るかについて極めて高い関心を有する死刑確定者に対して、支援者等を通じてそのような情報がもたらされれば、死刑確定者自らが自分自身もそのような取消しの対象となり得る可能性や方法があるのではないかなどといったさらに死刑を免れる期待を持たせてしまうといった精神的動揺を生じさせ、心情の安定を損ない、その結果、自傷他害行為等に及ぶおそれがある旨の上記（１）ウ及びエの諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。 したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法５条４号の不開示情報を開示することとなるため、同条１号について判断するまでもなく、法８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。
○	〔再掲〕 答申４（行情）５１９ 「ゲーム依存症等に関する特定国会議員とのやり取りが分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 「特定国会議員に対して、厚生労働省が行ったレクチャー、資料提供等のやり取りがわかる一切の文書」に係る開示請求について、当該国会議員が自らの特定ウェブサイトチャンネルにレクの模様を詳細に話した動画を投稿していることを踏まえ、当該動画に公表慣行がある等として存否応答拒否を認めなかった例	整理番号４―２の答申参照
5-16	答申５（行情）７０８ 「特定文書番号の裁決書に対象審査請求を特定する情報に誤った記載があることを報告した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 特定年月日付けの裁決書	２ 存否応答拒否の妥当性について （１）この点に関する諮問庁の説明は、上記第３のとおりであり、その趣旨は、本件においては、法８条にいう「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書（本件対象文書）が存在しているか否かを答えるだけで、開示することとなる」情報とは、「作成年月日と文書番号により特定される裁決書の前提となる審査請求を行い、当該裁決書による裁決を受けた」という情報（以下「本件存否情報」という。）であり、これが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、法５条１号

	の誤った情報が記載されていることを報告した書面について、存否応答拒否をした原処分は、そこで明らかとなる裁決書の作成年月日と文書番号自体、あるいはそれと他の情報を照合することにより、当該裁決を受けた審査請求人である特定個人を識別可能になるとは認めがたいとして、改めて開示決定等をすべきとした例	前段に該当するというものであると解される。 (2) しかしながら、本件対象文書は、作成年月日と文書番号により特定される裁決書に誤った記載があったことを報告した書面であるから、その性質上、当該裁決書の存在が前提になっており、本件対象文書の存否を明らかにすれば、本件存否情報が明らかになることにはなるが、そこで明らかとなる裁決書の作成年月日と文書番号自体、あるいはそれと他の情報を照合することにより、当該裁決を受けた審査請求人である特定個人を識別することが可能になるとは認め難く、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。 (3) そうすると、本件存否情報は、法5条1号に該当するとは認められないから、原処分が、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示としたことは妥当ではなく、当該情報の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。
5-17	答申5（行情）889及び890 「特定被疑事件に関し特定地方検察庁等に任意提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 捜査機関に任意提出した文書の開示請求について、法5条4号を理由に存否応答拒否をした原処分について、取り消すべきとした例	3 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について (1) 存否応答拒否の基本的な考え方について 法は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしており、不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っている。また、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになり、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすることが原則である。 しかし、法8条は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、法5条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、例外的に、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めている。そして、法8条に基づき、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であると解される。 したがって、法8条に基づく存否応答拒否の適用については、このような法の趣旨にのっとり行うべきである。 (2) 本件各開示請求についての判断について 本件各開示請求は、本件各被疑事件、すなわち、当時の財務省本省及び近畿財務局の複数の職員等を被疑者とし、その所掌事務の遂行に関して行われた決裁文書の改ざん等を被疑事実とし、その罪名を背任、証拠隠滅、証拠隠滅教唆、有印公文書変造・同行使及び公用文書毀棄とする事案についてのものである。しかも、本件各開示請求時点において、既に不起訴処分（検察審査会による不起訴不当の議決を経て再度された不起訴処分を含む。以下同じ。）がされた事案についてされたものである。 しかるに、具体的事例における存否応答拒否の可否は、基本的には当該事例の具体的情報に基づいて判断されるべきであると

		ころ、本件各開示請求についての判断を他の同種の被疑事件と対比して行う場合には、少なくとも、行政機関の複数の職員等を被疑者とし、その所掌事務の遂行に関する上記の各罪名に相当するような犯罪の被疑事件に関して、当該行政機関から任意提出された文書・準文書に関する事案であって、しかも、開示請求時点において既に不起訴処分がされた事案との対比を念頭に置いて判断すべきである。 (3) 以下、検討する。 ア 法8条は、存否応答拒否の要件について、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」と規定している。 イ 本件対象文書が存在している旨答えるだけで明らかになる情報 当該情報は、①財務省（原処分1）又は近畿財務局（原処分2）が、本件各被疑事件の捜査について、東京地検又は大阪地検に対して何らかの文書・準文書を任意提出した事実、及び②任意提出した何らかの文書・準文書（任意提出した際の控えないしは東京地検又は大阪地検から還付されたものを含む。以下同じ。）を、開示請求時点において保有していたという事実であると解される。 ウ 本件対象文書が存在しない旨答えるだけで明らかになる情報 当該情報は、上記①の事実及び③任意提出した何らかの文書・準文書を、開示請求時点において保有していないという事実、又は④財務省（原処分1）又は近畿財務局（原処分2）が、本件各被疑事件の捜査について、東京地検又は大阪地検に対して、何らの文書・準文書も任意提出しなかったという事実であると解される。 エ そうすると、仮に本件対象文書の存否を答えたとしても、判明するのは、財務省（原処分1）又は近畿財務局（原処分2）が、本件各被疑事件の捜査において、東京地検又は大阪地検に対して、何らかの文書・準文書を任意提出した事実の有無にとどまるものである。そして、任意提出した文書・準文書があり、財務省（原処分1）又は近畿財務局（原処分2）がこれら又はその写しを保有していることが明らかになる場合にも、本件各被疑事件の被疑者や被疑事実等に鑑みれば、そのこと自体は一般に想定される事柄である。また、「何らかの」文書・準文書とは、その文書・準文書を特定し得る事柄をいうと解されるから、当該文書・準文書の通数や分量こそ明らかになることは考えられるものの、その名称、作成者や内容は必ずしも明らかにならないと考えられる。 したがって、仮に本件対象文書の存否を答えたとしても、明らかになり得る情報は、本件各被疑事件の捜査に支障を来すような当該捜査に関する捜査内容や捜査機関の関心事項についての情報、すなわち、本件各被疑事件におけるいわゆる捜査機
--	--	--

		関の手の内情報には該当しないということができる。 オ 上記のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで明らかになり得る情報は、本件各被疑事件における捜査機関の手の内情報であるとは認められないのであるから、仮に、上記（２）にいう本件各被疑事件と同種の被疑事件が将来発生した場合において、被疑者となる行政機関の職員等による罪証隠滅行為や犯罪行為の潜在化・巧妙化等がされることがあるとしても、これが当該情報を原因として生起するとみることは、およそ合理的でないと考えられる。 カ 以上によれば、本件対象文書の存否を答えたとしても、本件各被疑事件における捜査機関の手の内情報というべき具体的な捜査の内容や捜査機関の関心事項が推知される情報を開示するものとはいえず、これによって将来の同種の被疑事件における罪証隠滅行為や犯罪行為の潜在化・巧妙化を招くなどの捜査機関による捜査に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないから、不開示情報を開示することにはならないというべきである。 キ なお、本件において本件対象文書の存否応答拒否の可否を判断するに当たっては、本件対象文書の存否に関する情報（これを通知する法９条１項又は２項の書面の記載）を本件各開示請求に含まれる情報と結合すれば、法５条４号に該当するとの諮問庁の説明（上記第３の３（２）アないしウ）については、次のとおり理由がない。すなわち、上記のとおり、本件対象文書の存否を開示しても、それによって捜査機関の手の内情報が明らかになるとはいえないのであり、これを通知する法９条１項又は２項の書面については、処分庁がその責任において、不開示情報を記載することのないように、開示請求の文言に対応して工夫すべきであって、これができないとは考え難い。 また、上記（２）を踏まえれば、捜査に支障を及ぼすおそれが行政機関から証拠収集がされ得る刑事事件一般に波及し得る旨の諮問庁の説明や、刑事被告事件に関する同種の開示請求を想定した諮問庁の説明は、前提を欠き、採用できない。 さらに、本件対象文書が還付されたものであるか控えであるか等をことさら区別する必要はないことから、還付の有無や控えの作成の可否を具体的に明らかにすることになる旨の諮問庁の説明は前提を欠き、採用できない。 ク したがって、本件対象文書の存否を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえず、法５条４号に該当するとは認められない。
5-18	答申６（行情）１２ 「特定期間に係る特定職員	２ 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について（略）

	の出張に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 情報収集調査に関する事務の内容及び性質並びに対象期間の長さ等に鑑み、内閣情報官が特定時期に出張した事実が明らかになる本件対象文書の存否は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するとして、存否応答拒否をした原処分を妥当とした例	(2) 上記を踏まえ、以下、検討する。 (略) ウ 情報収集調査に関する事務の内容及び性質並びに対象期間の長さ等に鑑みると、内閣情報官の出張に関する文書の存否を明らかにすることにより、内閣情報官の関心事項や資源配分状況が明らかとなり、情報の収集調査の対象とする相手方から対抗・妨害措置を講じられ、今後の情報の収集調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記(1)ウの説明は不自然、不合理とはいえない。そうすると、特定内閣情報官が特定時期に出張した事実が明らかになる本件対象文書の存否は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。
6:15	答申6（行情）138ないし141 「平成21年度 審理1課（陳情・照会）」の不開示決定に関する件」 本件請求文書の存否を答えることによって、首席監察官に対して特定日に「平成21年度 審理1課（陳情・照会）」等と題する各文書により公益通報がされた事実、あるいは首席監察官に対して公益通報がされたのに伴って当該各文書が取得された事実の有無が明らかになるが、具体的な公益通報の内容や本件請求文書の内容を特定することはできず、法5条1号並びに6号柱書き、イ及びニのいずれにも該当しないとして、存否応答拒否の妥当性を否定した例	2 原処分の妥当性について (略) (3) なお、仮に、本件請求文書が公益通報に係る文書、すなわち公益通報そのものとして取得され、あるいは公益通報に伴って取得された行政文書であった場合について検討するに、本件請求文書の存否を明らかにすることによって明らかになる情報は、首席監察官に対して特定日に別紙の1記載の「平成21年度 審理1課（陳情・照会）」等と題する各文書により公益通報がされた事実、あるいは首席監察官に対して公益通報がされたのに伴って当該各文書が取得された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると解される。 ア そして、諮問庁は、本件存否情報を明らかにした場合、公益通報者の知人・同僚等一定の範囲の関係者には公益通報者が誰であるのか推察され、ひいては特定につながるおそれがある旨説明すると思われる。 しかしながら、本件請求文書の文書名や本件存否情報からは、具体的な公益通報の内容や本件請求文書の内容を特定することはできず、当該公益通報を行った特定の個人を識別することが可能であるとは認められない。また、特定の個人を識別することはできないが、本件存否情報を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。したがって、本件存否情報は、法5条1号に該当するとは認められない。 イ また、諮問庁は、本件存否情報を明らかにした場合、今後、公益通報をしようとする者が公益通報者であることを推察されてしまうことを危惧し、公益通報をちゅうちょするおそれがあり、その結果、公益通報を行う者が少なくなり、法令違反等に係る情報が入手できなくなるなど、公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、監査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、及び人事管理の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ

		すおそれがある旨説明すると思われる。 しかしながら、公益通報を受け付ける仕組の下では、財務省における公益通報が首席監察官に対して寄せられるのは至極当然のことであり、本件存否情報が明らかになったとしても、上記アのとおり、当該公益通報を行った特定の個人を識別することが可能であるとは認められず、当該公益通報をした個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない上、公益通報が秘密保持を前提とする制度であることを併せれば、公益通報をしようとする者に対し、安心して公益通報制度を利用することができないのではないかと、の危惧の念を抱かせる等の事態を招来することは想定し難い。したがって、本件存否情報は、法5条6号柱書きに該当するとは認められず、同号イ及びニ所定の「おそれ」があるとも認められない。 ウ 以上のとおり、本件存否情報は、法5条1号並びに6号柱書き、イ及びニのいずれにも該当しないから、本件請求文書の存否を明らかにした上で、改めて開示決定等をすべきである。
6-16	答申6（行情）303及び304 「特定被疑事件の捜査において特定地検に提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 本件対象文書の存否を開示し、「何らかの」文書を任意提出した事実が明らかになる場合であっても、当該文書の通数や分量こそ明らかになるものの、その名称、作成者や内容は必ずしも明らかにならないと考えられ、それによって捜査機関の手の内情報が明らかになるとはいえないこと、本件の主要な複数の被疑事件については既に不起訴処分とされていることなどを理由に、法5条4号に該当するとは認められないとして、存否応答拒否の妥当性を否定した例	3 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について （1）存否応答拒否の基本的な考え方について 法は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしており、不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っている。また、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになり、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすることが原則である。 しかし、法8条は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、法5条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、例外的に、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めている。そして、法8条に基づき、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であると解される。 したがって、法8条に基づく存否応答拒否の適用については、このような法の趣旨にのっとり行うべきである。 （2）本件各開示請求についての判断について 本件各開示請求は、上記2（1）アのとおり、本件各被疑事件、すなわち、当時の財務省本省及び近畿財務局の職員等を被疑者とした、特定学校法人を相手方とする国有地の売却及びこれに関する決裁文書の改ざん等に関する被疑事件全般についてのものであるが、このうち、当時の財務省本省及び近畿財務局の複数の職員等を被疑者とし、その所掌事務の遂行に関して行われた決裁文書の改ざん等を被疑事実とし、その罪名を背任、証拠隠滅、証拠隠滅教唆、有印公文書変造・同行使及び公用文書毀棄とする複数の被疑事件については、いずれも、本件各開示請求時点において、

		既に不起訴処分（検察審査会による不起訴不当の議決を経て再度された不起訴処分を含む。以下同じ。）がされており、本件各被疑事件の主要な複数の被疑事件については既に不起訴処分とされていると認められる。 しかるに、具体的事例における存否応答拒否の可否は、基本的には当該事例の具体的情報に基づいて判断されるべきであるところ、本件各開示請求についての判断を他の同種の被疑事件と対比して行う場合には、少なくとも、行政機関の複数の職員等を被疑者とし、その所掌事務の遂行に関する上記の各罪名に相当するような犯罪の被疑事件に関して、当該行政機関から任意提出された文書に関する事案であって、しかも、当該被疑事件のうち主要な複数の被疑事件が開示請求時点において既に不起訴処分がされた事案との対比を念頭に置いて判断すべきである。 (3) 以下、検討する。 ア 法8条は、存否応答拒否の要件について、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」と規定している。 イ 本件対象文書が存在している旨答えるだけで明らかになる情報 当該情報は、①財務省又は近畿財務局が、本件各被疑事件の捜査について、東京地検又は大阪地検に対して何らかの文書を任意提出した事実、及び②任意提出した何らかの文書（任意提出した際の控えないしは東京地検又は大阪地検から還付されたものを含む。以下同じ。）を、開示請求時点において保有していたという事実であると解される。 ウ 本件対象文書が存在しない旨答えるだけで明らかになる情報 当該情報は、上記①の事実及び③任意提出した何らかの文書を、開示請求時点において保有していないという事実、又は④財務省又は近畿財務局が、本件各被疑事件の捜査について、東京地検又は大阪地検に対して、何らの文書も任意提出しなかったという事実であると解される。 エ そうすると、仮に本件対象文書の存否を答えたとしても、判明するのは、財務省又は近畿財務局が、本件各被疑事件の捜査において、東京地検又は大阪地検に対して、何らかの文書を任意提出した事実の有無にとどまるものである。 なお、上記2（1）アの記者会見概要によれば、財務省は、平成30年6月4日の記者会見において、この1年余りに財務省又は近畿財務局として検察の搜索・差押えや強制捜査を受けたか否かの質問に対し、資料の提出等を求められてしたことはある旨回答し、財務省又は近畿財務局が検察に何らかの資料の提出等をしたことについて、原処分以前において、既に公にしているものと認められる。 この点をおくとしても、仮に、本件対象文書の存否を答えることにより、任意提出した文書があること及び財務省又は近畿
--	--	--

		財務局が当該文書又はその写しを保有していることが明らかになる場合にも、本件各被疑事件が当時の財務省本省及び近畿財務局の職員等を被疑者とした、特定学校法人を相手方とする国有地の売却及びこれに関する決裁文書の改ざん等に関する被疑事件であるという事案の性質や、既に不起訴処分とされた主要な複数の被疑事件の被疑者及び被疑事実等に鑑みれば、そのこと自体は一般に想定される事柄である。また、「何らかの」文書とは、その文書を特定し得る事柄をいうと解されるから、当該文書の通数や分量こそ明らかになることは考えられるものの、その名称、作成者や内容は必ずしも明らかにならないと考えられる。 したがって、仮に本件対象文書の存否を答えたとしても、明らかになり得る情報は、本件各被疑事件の捜査に支障を来すような当該捜査に関する捜査内容・進捗状況や捜査機関の関心事項についての情報、すなわち、本件各被疑事件におけるいわゆる捜査機関の手の内情報には該当しないといえることができる。 オ 上記のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで明らかになり得る情報は、本件各被疑事件における捜査機関の手の内情報であるとは認められないのであるから、上記（２）のとおり、本件各被疑事件の主要な複数の被疑事件については既に不起訴処分とされていると認められるが、仮に、特定学校法人案件に係る決裁文書の改ざん等に関する被疑事件が原処分時点において現に捜査中である場合、又は上記（２）にいう本件各被疑事件と同種の被疑事件が将来発生した場合において、被疑者となる行政機関の職員等による罪証隠滅行為や犯罪行為の潜在化・巧妙化等がされることがあるとしても、これが当該情報を原因として生起するとみることは、およそ合理的でないと考えられる。 カ 以上によれば、本件対象文書の存否を答えたとしても、本件各被疑事件における捜査機関の手の内情報というべき具体的な捜査の内容や捜査機関の関心事項が推知される情報を開示するものとはいえず、これによって本件各被疑事件及び将来の同種の被疑事件における罪証隠滅行為や犯罪行為の潜在化・巧妙化を招くなどの捜査機関による捜査に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないから、不開示情報を開示することにはならないというべきである。 キ なお、諮問庁は、上記第３の３（２）アないしウにおいて、本件において本件対象文書の存否応答拒否の可否を判断するに当たっては、本件対象文書の存否に関する情報（これを通知する法９条１項又は２項の書面の記載）を本件各開示請求に含まれる情報と結合すれば、法５条４号に該当すると説明するが、次のとおり理由がない。 すなわち、上記エのとおり、本件対象文書の存否を開示し、仮に「何らかの」文書を任意提出した事実が明らかになる場合であっても、当該文書の通数や分量こそ明らかになることは考
--	--	---

		えられるものの、その名称、作成者や内容は必ずしも明らかにしないと考えられ、それによって捜査機関の手の内情報というべき本件各被疑事件の捜査に支障を来すような当該捜査に関する具体的な捜査内容・進捗状況や捜査機関の関心事項が推知される情報が明らかになるとはいえないのであり、本件対象文書の存否に関する情報を通知する法9条1項又は2項の書面については、処分庁がその責任において、不開示情報を記載することのないように、開示請求の文言に対応して工夫すべきであって、これができないとは考え難い。 また、上記（2）を踏まえれば、捜査に支障を及ぼすおそれが行政機関から証拠収集がされ得る刑事事件一般に波及し得る旨の諮問庁の説明や、刑事事件に関する同種の開示請求を想定した諮問庁の説明は、前提を欠き、採用できない。 さらに、本件対象文書が還付されたものであるか控えであるか等をことさら区別する必要はないことから、還付の有無や控えの作成の許否を具体的に明らかにすることになる旨の諮問庁の説明は前提を欠き、採用できない。 ク したがって、本件対象文書の存否を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえず、法5条4号に該当するとは認められない。
6-17	答申6（行情）425 「特定期間において特定職員が特定事項について議員に説明を行った訪問リスト等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 審議会の取りまとめ結果を基に、処分庁が国会議員に対して法改正の必要性に係る説明を行ったことに関する訪問リスト及び説明資料等の開示請求について、取りまとめを踏まえた法改正の方向性は既に公表されており、当該訪問リスト等の存否を明らかにするだけでは関係者は明らかにならず、不当な圧力は生じないとして、法5条5号及び6号柱書き該当性を認めず、存否応答拒否を取り消すべきとした例	2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について（略） （3）しかしながら、本件に係る法改正の方向性については、「大麻の使用禁止を法律上明記する必要」があり、「大麻使用を禁止（いわゆる「使用罪」）するべきである」ことが、厚生労働省のウェブサイトで既に公表（「議論のとりまとめ」（令和4年特定月日A）厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会）されており、本件存否情報（本件の刑事罰の制定に向けて、国会議員への説明を行った、又は行うことを予定している事実の有無）を明らかにしても、諮問庁が懸念するように法5条5号及び6号柱書きに該当するものとは考え難く、上記「議論のとりまとめ」が厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会にて了承され、同審議会の議決として扱われている以上、本件存否情報を明らかにすることが、国民の誤解や憶測を招いたり、反社会勢力により意思決定の中立性に影響を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。 （4）また、上記（3）を踏まえると、本件存否情報を明らかにすることで関係者が明らかになるものではなく、関係者に不当な圧力が生じない以上、今後、厚生労働省における各種政策立案に関し、国会議員との忌憚のない意見交換等を困難とし、厚生労働省の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。 （5）したがって、本件存否情報は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、本件対象文書につき、その存否を明らかにし

		て改めて開示決定等をすべきである。
6-18	答申6（行情）1018 「特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた職員とされる個人が当該時間帯において職務専念義務がなかったことが分かる文書の不開示決定に関する件」 ・ 開示請求書添付の写真から識別可能な特定の個人に関し、①特定庁舎に勤務する職員である事実及び②特定日特定時間帯に路上喫煙をしていた事実が存在することを前提として、職務専念義務がなかったことが分かる文書の開示を求める請求について、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められないが、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する上記①及び②の各事実の有無という法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否すべきであったとした例	2 原処分の妥当性について (1) 本件開示請求は、補正の経緯を踏まえると、開示請求書に添付された写真の人物が、特定庁舎に勤務する職員である事実及び特定日特定時刻A頃及び特定時刻B頃に庁舎敷地外で路上喫煙をしていた事実が存在することを前提として、当該個人について、職務専念義務（国家公務員法101条）がなかったことが分かる文書の開示を求めるものである。 この点、諮問庁は、上記第3の3（3）のとおり、当該写真の人物に該当する職員の有無及び当該人物が庁舎敷地外で路上喫煙していた事実を確認することが困難であるから、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分である旨説明する。 しかしながら、開示請求書に添付された写真の人物については、当該写真に記録された顔貌等の情報から特定の個人を識別することが可能であると認められる。したがって、本件開示請求の対象文書は、当該人物に係る上記文書の開示を求めるものとして特定されているといえるから、開示請求の対象行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められない。 (2) もっとも、上記（1）のとおり、本件開示請求は、開示請求書に添付された写真から識別することが可能な特定の個人について、特定庁舎に勤務する職員である事実及び特定日特定時刻A頃及び特定時刻B頃に庁舎敷地外で路上喫煙をしていた事実が存在することを前提として、職務専念義務がなかったことが分かる文書の開示を求めるものであるから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定庁舎に勤務する職員である事実及び特定日特定時刻A頃及び特定時刻B頃に庁舎敷地外で路上喫煙をしていた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると認められる。 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。 したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められる。 (3) 処分庁は、開示請求に行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分という形式上の不備があるとして不開示としたが、原処分を取り消して改めて存否応答拒否の決定をする意味はないため、原処分において不開示としたことは、結論において妥当である。